

---

**開会宣告**

---

**議長（波岡玄智君）** ただいまから、平成 24 年第 2 回浜中町議会定例会を開会いたします。

---

**開議宣告**

---

**議長（波岡玄智君）** これから、本日の会議を開きます。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 10 番加藤議員及び 11 番鈴木誠議員を指名いたします。

---

**日程第 2 議会運営委員会報告**

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第 2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

5 番成田議員。

**5 番（成田良雄君）** （口頭報告あるも省略）

**議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。  
これで報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日より14日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日より14日までの2日間と決定しました。

---

### 日程第4 諸般報告

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された事件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第5 行政報告

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第5 行政報告を行います。

町長。

**町長（松本 博君）** 本日、第2回浜中町議会定例会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の臨時会から本日までの主なる行政報告を申し上げさせていただきます。

(行政報告あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。  
教育長。

**教育長(内村定之君)** 全議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告申し上げます。

(教育行政報告あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** これで行政報告は終わりました。

---

## 日程第6 一般質問

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第6 一般質問を行います。

通告の順に発言を許します。

7番川村議員。

**7番(川村義春君)** 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問事項は、モンキーパンチプロジェクトの計画変更の概要と今後の事業展開についてであります。

モンキーパンチプロジェクト「ルパン三世はまなか宝島プラン」は、平成20年度より、町・商工会・農、漁協・観光協会でプロジェクトチームを立ち上げ検討されてきたもので、平成23年度に道の地域づくり総合交付金・地域再生加速事業の認定を受け、町が事業主体となり2ヵ年計画で各種事業を進めることになったと認識しています。このプランの先行きについて以下質問していきますので、簡潔にお答えいただきたいと思っております。

一点目ですが、「ルパン三世はまなか宝島プラン」の実施計画書では、景勝だけに頼らない新たな客層の誘客による観光客の増加を図り、商店街の活性化や長期的な経済効果の創出をめざすとして、その事業展開プランが具体的に示されているが、事業の内容や推進スケジュールなどに変更はないのか。

特に集客の中核施設のモンキーパンチ・スクエアや空き店舗活用のオリジナルグッズなどを販売するルパンガレージなどは、どのように進めようとしているのかまずお尋ねします。事前に今朝資料を配付いただきましたが、この資料の説明についても簡潔に説

明をしていただければと思います。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（越田正昭君）** 町が実施する「ルパン三世はまなか宝島プラン」は、議員指摘のとおり、23年度からの2ヵ年で実施をしております。事業等については、10事業を計画しており、キャラクター定食開発、街灯ポール装飾、観光ツアー開発、まちなかりー、車両ラッピング、オリジナルグッズ開発の6事業を23年度に実施をし、24年度についても継続して行うことになっています。この事業に係る概略版を作成しましたので、それをもとに事業等の変更も含めましてご説明させていただきます。

A4番の資料は後で確認いただき、A3の資料をもとに説明をさせていただきます。

まず一番目のキャラクター定食開発事業の23年度については、記載のとおり星澤先生監修のもとに地元飲食店の共同開発により3つの事業を展開しました。24年度については、23年度で事業が完成し、4月1日に試食会を実施し、ゴールデンウィークより3店舗で販売を開始しています。今後はイベント等の予約販売で継続することとなっています。

二番目の街灯ポール装飾事業は、23年度に7基設置し、24年度については、文化センター通路、3の通りの警察派出所の角地に1基設置することになっています。

三番目の観光ツアー開発事業は、オリジナルによる浜中満喫の体験と食を合わせた観光ツアーの開発で、首都圏を中心に募集活動を3月から開始しており、24年度については、周遊マップと来町記念用手帳1,000部を作成します。ツアーについては、7月中旬から9月中旬までに行われることになっています。

四番目のまちなかりー事業は、市街地を舞台とした携帯電話を活用したゲーム開発事業で、23年度で事業が完成しているため、24年度では各イベントで使っていく。

五番目のラッピング事業は、路線バス、町内ハイヤー各2台に行っており、24年度については、このラッピングの広告料を計上しています。

六番目のオリジナルグッズの開発事業は、観光客用の土産用としてステッカーを作成しております。24年度は、管理運営と地域の経済効果も含めて商工会が推進を担うこととしています。これについては、商工会がこれらの著作権と制作メーカーの協議を現在進めており、7月中旬頃の販売を予定しています。

七番目の宝島マップの作成事業は、関連施設や飲食を掲載したマップの作成を23年

度で行うことにしていましたが、施設の整備等が完了していないことから、24年度で実施し、観光客に情報提供したいと考えている。一万部を作成する予定であります。

八番目のモンキー・パンチ・スクエア事業は、観光客を集客する中核施設として観光物産の発信施設を計画しております。23年度当初は、「ゆうゆ」横の太陽市場を予定していましたが、プロジェクトの中で2月に会合を開き協議した結果、総合文化センターのロビーで展開していくという方向性が出ました。名称もモンキー・パンチコレクション事業に変更し、モンキー・パンチ氏の歴史等が分かるコーナーを設置したいと考えています。変更の理由としては、持続的な管理運営の面から総合的に判断したものであります。具体的な事業内容は資料に記載のとおりです。

九番目のルパン三世フェスティバル事業については、24年度が記念の年となることから、会場を文化センターとして、トークショーやサイン会、STVの公開放送を予定しています。

十番目のルパンガレージ事業は、空き店舗対策としてルパングッズの販売スペースの設置を計画していましたが、商工会と協議を重ねる必要があることから、25年度以降で実施をしたいと考えている。

最後にその他の事業は、10事業以外で総括的に費用がかかる経費としてコンサル料、旅費等を計上しました。

以上2カ年の事業の中でご紹介しましたが、詳細については記載のとおり執り行っていきますので、理解のほどをお願いいたします。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 只今資料に基づいてご説明をいただきました。この中で気になる事業がスクエアとガレージの部分です。これについては、3月定例会で私も1番議員も聞いていますが、プロジェクトの核となる観光物産情報発信センター及びモンキーパンチ生誕の地としてのメモリアルスペースギャラリーとしてのスクエアを建設する、空き店舗を活用してオリジナルグッズなどを販売するガレージを建設するとしていました。当時、維持管理経費を勘案して文化センターとゆうゆの名が上がっていたようです。今回の補正は、プロジェクトの中での変更に係るものと思われませんが、スクエアに変わって、モンキーパンチコレクションを設置するためのアーケードに315万円かけ、等身大のフィギュアに100万円かけるようです。その他の経費を含めて約500万円かけるようですが、当初計画にあった新たな誘客によつての商店街の活性化を図るという

ことであれば、新たな雇用の場ができるべきではないかと考えます。文化センターに設置すれば人件費もかからないという発想と思われませんが、その辺が理解できない。新たな雇用の場を創出してでもこの事業を推進するというのであれば、文化センターの中ではなくて、当初計画していた太陽市場を改修してでも独立した形で展示、販売をすることが必要ではなかったのか。発想がまるっきり違うような気がする。その辺の考え方を確認したい。集客の核となる施設が文化センター内にできる、グッズを販売するガレージが「ゆうゆ」内に入るというのは、外から全然見えない。ルパンの町を見に来たお客さんがどのようにしてこの施設を探して、招き入れるのかその辺が見えて来ない。シャトルバス等ではできるかもしれませんが、この工事について見直しをする考えがないかどうかお聞きしたい。グッズの販売と展示を併せた部分を一の通りの空き店舗等を活用するような議論を商工会で行って、移行できないものか。文化センターはそれなりの機能がある。浜中に来てグッズを販売する店があるといった流れが必要ではないか。修繕料、工事費の見直しをして9月補正で組み替えをするといったことが考えられないかどうかお聞きします。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長(越田正昭君)** 質問項目として二点あったのかなとお伺いしました。一点目については、今言われたモンキー・パンチ・スクエアとして集客の中核施設として位置づけた文化センターの工事費の関係ですが、文化センターに決めたというのは、このプロジェクトの中で現状の太陽市場での対応では、集客できる要素が無く、施設の維持運営といった管理的な部分等を考慮すると多額の費用がかかります。人件費を考慮した場合の収益性の問題があって、維持が可能かどうか疑問であります。そのようなことから太陽市場の整備には至りませんでした。文化センターについては、モンキー・パンチ先生の歴史といった学習の部分も踏まえて、機能を有していけると考えています。また、町民も含め色々な方々が文化施設としての関わりを持ちますので、有効ではないかということで判断しました。

ガレージについては、現状について商工会とお話をさせていただきました。当初は、商店街の空き店舗を利用する計画でありました。当方としては、今となってははっきりとした骨格を持てなかったという反省点もあります。しかしながら、人を使ってまでやるのが可能なかどうかということと運営維持整備の問題があります。それらを踏まえた時にこれも大変困難な状況にありますので、議論をしていながら決定したい。集

客をして収益を得なければならないということを考えた場合、「ゆうゆ」は6万人利用していますので、特産品コーナーと併せた売店を設ける体制づくりをしていきたいと考えています。文化センターについても、商工会と議論をしていますが、見せるだけに限らず販売の検討も課題となると考えていますので、ご理解の程をお願いします。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 只今まちづくり課長から答弁がありました。スクエアについては、人件費をかけてまでする事業ではないと極端な話ではそうなる。私はその視点が違うのではないかと断言しているのです。浜中町の商店街の活性化を図るそのためには、多少のリスクがあってもこの事業を推進していく必要があると考える。人件費の不足分については、町から交付してもいいのでは。そのくらいの気持ちを持っていかなければこの事業は成功しないと思います。ガレージについても、人を使って行うのは非常に困難だとしています。これは25年度の事業として今後商工会と詰めていくということなのでそれに期待しますが、その辺の活性化のプランをどのように捉えているのか町長考えがあればお聞かせ下さい。

**議長（波岡玄智君）** 町長。

**町長（松本 博君）** 活性化プランの質問であります。我町は一次産業のまちであります。そんな中で去年と今年、活性化プロジェクトという形で観光商業含めて取り組んでいる最中であります。町としても多額のお金を出している事業でもあります。一次産業でしっかりこの町を自慢できることが活性化に？ がつて来ると考えます。ルパン三世を使って大きな産業が生まれるか分からないが、生産者がここを自慢できることが目標です。二年間行ってすぐに成果が出るかというのは、大変難しいと思います。どのようなことをすれば、物が売れるのかも含めてこれからの課題だと考えます。商工会も含めて議論を重ねてこの経過を見ながら進めていきたい。意気込みとしては、町民が自慢できるような事業にしていきたいというのが私の思いであります。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 町長から活性化の方向としては、この町を自慢できる、全町民がそういう気持ちになるそのための起爆剤というふうにお聞きしました。正にその通りで良いと思いますが、実際事業を推進する場合に全体事業費があって、それから23、24年度の計画の割り振りがあって、それが着実に進行されるのが正しいスケジュールのあり方だと思います。たまたま全体計画が示されていないので、中身がよく見えなか

った。23年度単年度に出されたものが昨年9月に出された。今回の当初予算については、暫定予算という形で280万円の予算付けがされた。そして今回新たに1,100万円の予算が組まれて全体の骨格が見えてきたという事なのですが、何か思いつきで仕事をしていると言ったら、言い過ぎかも知れませんが、活性化をするという目的が有るわけですから、その目的に向かって行くとすれば、維持管理面がこうだったとか、太陽市場を改造する承認が得られなかったために文化センターに移行したのか分かりませんが、その辺なんですよ。理念としては、町長の答弁で良いと思います。この町に来て湿原も誇れるし、ここの町で生まれたモンキー・パンチさんが一生懸命活躍されているということは、町民にとって誇りになると思います。その方向で行うのは良いと思います。いずれにしても今後の事業について、商工会なりプロジェクトと十分詰めながら仕事をしていただきたいと思っています。次の質問に移りたいと思います。二点目ですが、この事業については道の補助を受けて行う2ヵ年計画の最終年で、実施計画の全容が理解されやすいように昨年度の実績と今年度の事業内容について、事業費を含め改めて前町民に周知すると思うがどうかという問いであります。これについては、今資料で頂きましたので、この資料を町民に広報紙で示されれば良いと思います。ただ、この事業を行うにあたって、釧路総合振興局の地域再生加速事業の要綱というものがあまして、その要綱を調べて行きましたら、2ヵ年を限度とする事業で年度ごとの上限が1,000万円となっています。当初予算でいくと1,086万3,000円の事業に対して、1,000万円付いたはずですが、ところが620万円しか付かなかった。2年目の今年の事業が1,400万円ですから、1,000万円見込めるとは思いますが、北海道全体の枠の中で配分されるので、1,000万円以内ということですから、今回の補正予算では800万円の予算を付けていたようであります。ですがこの要綱の中で、内示を受けた内容については、公表しなさいとなっています。公表の仕方については、広報紙またはホームページなどによってやりなさいとなっています。その内容については、プロジェクト名、プロジェクトの期間、プロジェクトの目標、プロジェクトの実施により期待される効果、プロジェクトの構成事業の概要、プロジェクトの内示額でこれらを公表することになっています。昨年の事業については、どのような方法で公表したのですか。その辺確認させてください。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（越田正昭君）** 質問にお答えをいたします。地域再生加速事業につ

いては、昨年はホームページに掲載をさせていただきました。ただ、2カ年の事業の概要を掲載しています。議員ご指摘のとおり、全体像や骨格といった詳細なものではなく、1年目、2年目といった申請の全体の中で行っていますので、決定段階での記事は載せておりません。これについては、今年度しっかり捉えて、ホームページ等に発信して行きたいと考えておりますので、ご理解の程をお願いいたします。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 今まちづくり課長が言ったとおり、これは補助要綱にはっきり謳っていますので、確実に周知をしていただきたいと思います。先ほど頂いた資料は見易いし、ホームページに事業費は入っていませんがこれも見易いと思います。どちらでもいいので、広報紙に事業の全容が解る様な形で掲載をしていただければと思っています。最後に三点目ですが、町が事業別予算に計上し実施する事業は、本年度で完了となるが、今後の事業展開はどこが担うのか。町内で組織されている「モンキー・パンチ&ルパン三世 de 地域活性化プロジェクト」が事業展開することになるのか、あるいは商工会が担うのか明らかにしていただきたいと思います。なお、事業展開に必要な財源を町から補助する仕組みも必要と思っています。その辺の考え方をお聞かせください。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（越田正昭君）** ご質問にお答えいたします。ルパン再生の宝島プラン事業であります。この事業については、浜中町のブランドの構築のためにルパンの演出効果を上げて、地域の商店街の活性化を目的として2年間させていただきました。今お話のとおり、今後の事業の展開であります。地域の独自性を発揮し、効果的に活用する為にも商工会が中心となって、既存のプロジェクトで事業展開するのが必要と考えます。この辺については商工会と協議しながら見極めて行きたいと考えています。町でもこの事業が2年間で完結したとは考えておりません。この事業は続けていかなければ地域活性化の道にはたどり着かないと思っております。そこを踏まえた場合、モンキー・パンチ氏のご協力のもとこの事業を推進いかなければと考えています。これについては、農漁業への活用なり、町の車両についてもラッピング等の何らかの活用もしていかなければと思います。観光協会も含めて様々な部分を進めている最中なので、そのような形で進めていきたい。町の補助については、プロジェクトに対する財源的な支援、人的なものも含めて配慮していかなければと考えています。ただ、25年度以降どのような形ですめるのかは、プロジェクトの中で議論をしていただきたいと思います。このプロジェ

クトの中には、行政、産業団体、商工会、一般の中から推薦された方がおり、その中で新たな事業の展開も協議することになっているので、その中で議論していただければと考えています。先ほど言ったラッピングの著作に係る権利料というのが、今後基本的な料金としてかかってきます。これについては、町、商工会、プロジェクトで協議しながら、予算等も配慮しなければと思っています。著作については、町が窓口となって著作権業者と協議することになっていますので、何かのデザイン等が出てきた場合には、この辺の支援もしていかなければと思っていますので、ご理解の程をお願いいたします。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 今後の展開については、商工会が中心になってやっていき、事業の展開に伴う経費については、引き続き町から支援をしていくという話でありました。著作権・広告料は、予算措置をしていくというお話ですが、町が事業主体となっていく事業は今年で終わります。補助金も800万円みて、今年で終わります。来年度以降かかるものについては、商工会が中心となるのであれば、町の予算の負担金及び交付金という形のなかで含めて流す事にした方が商工会でも使い易いのではないかと。いつまでも行政が事業主体となって続けるべきでないと思います。今後主体的に商工会が中心となって動くのであれば、それに必要な財源は付与してやるという考え方になると思いますが、その辺改めてお聞かせ下さい。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（越田正昭君）** 当然先ほどもお話ししたとおり、この著作等については、町の事業という形のなかで著作権者と話し合いがもたれています。その辺の調整も必要となります。当初申し合わせた経緯もありますので、それらを踏まえて広告料等の負担先を変えた場合は、応分の負担を考慮しなければと考えています。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 確認ですが、25年度の予算にルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費という事業項目は起きて来ないのですね。その辺だけ確認させてください。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（越田正昭君）** 24年度等については、この事業予算をもって進めたいと考えています。ただ、今言われた25年度につきましては、協議等もございまして、ルパン三世地域活性化プロジェクトを切り離して、負担等で持っていく件

につきましては検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 先ほど事業予算の中身はきちり言いませんでしたが、ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費ということで、事業別予算に載っています。著作権の関係で町と直接契約していると受け止めたのですが、実質的な運営を商工会が行うとすれば、その契約の関係を移行させる。ルパン三世プロジェクトもあり、組織としてはそちらの方が大きい。それには町や、産業団体、観光協会も入っているので、契約も可能ではないか。著作権の関係は、あくまで町でなければ契約出来ないというのであれば別ですが、そう言うことも含めて考えれば、総務費の負担金に支援する額を計上するという形の方が受ける商工会の方としても使い易いのではないか。その辺をもう一回整理して願います。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（越田正昭君）** 著作権について一点だけ確認させていただきたいと思います。この著作権については、町と著作権業者との間で契約をしています。この中では、任意団体のプロジェクトは認められないという話をされております。もし、変更するとすれば商工会等の法人格を有したものは可能ですが、この辺のはっきりした確認を取れていないので、協議をさせていただきたい。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** わかりました。その辺について商工会と契約が可能であれば願います。もう一点だけ確認したいのですが、モンキーパンチグッズの販売についてであります。「ゆうゆ」で行おうとしていますが、事業主体が変わっても町の予算の中で収支を行っていくのか。又は、手を上げた商店が行うかも知れませんが、その場合の著作料は何パーセントくらい出さなければならないのか。全町をあげてルパンプロジェクトを推進していくとすると、湿原センターでルパングッズを売る事もできると私は理解しています。聞く所によると担当課長からの話で、「訪れる客層が違い、独立した法人が運営しているので、完全に区別して観光振興を図る。」と聞いていますが、その辺確認させてください。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（越田正昭君）** 三点の質問だと思います。まず一点目の「ゆうゆ」での販売の収入ですが、収益として売り上げ手数料がありますので、その中での収入と

して取り扱っていきたいと考えています。一度購入してそれを販売するといった既存のタオル等と同様に取り扱っていきたいと考えています。グッズに対する著作料ですが、著作権自体は版権の行為になりますので、一件10万円の価格設定となっております。これは一般の物販のものではなくて、バスやJR等の車両に係るものです。収益として考えられるものについては、ロイヤリティーというのが加算されます。これは手数料であります。販売の価格に対して、5パーセントということで著作業者から言われております。ただし、販売業者が管理するのは大変なので、商工会と詰めまして、メーカーごと買い取り形式の全体の小売に対する加算を予定しています。

湿原センターの関係については、その物販の状況も把握しております。ショップ部門については、主に地元の産物を利用しながら販売し、生活、産業、自然、歴史等を紹介した物産が主となっています。私は、観光よりは自然風景の写真であったり、動植物にかかわる本であったり、それにかかわった環境に配慮した物販が主流となっていると申し上げます。そうした中でルパングッズを持っていくことが果たしてどうかということも申し上げます。当然観光の振興という機能も湿原センターでは持っていないので、NPO法人の指定管理者さんと協議をし、検討をさせていただきたい。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 版権の関係5パーセントは、メーカーが先に引き受けをしてそれを上乗せして、商店なり「ゆうゆ」なりに出して販売をするという形になるということですね。あくまでも町の場合は、予算をくぐるということですね。湿原センターの話については、観光施設だから今後指定管理者と協議をするということですが、課長が前段話した環境に配慮したような言動に指定管理者が評価しているようです。今後そのような形で行くのか、物販について協議して売ってもらうということなのか、その辺確認させてください。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（越田正昭君）** 手数料の関係について若干申し上げます。メーカーから取り寄せる部分については、商工会が担っていきます。商工会で5パーセントの手数料が上乗せになった商品を一度買取していただき、それに商工会が小売価格を設定していくということでご理解願います。

湿原センターの関係については、指定管理者が利用状況の骨格を作っていきます。骨格として初期からの理念を持っていたので、今後もこれを継続するのか、或いは観

光部門も付加するかになります。広義的には観光の振興も含まれていますが、当初の取り扱いが書面上そうなっていましたので、申し上げたまでです。その辺の協議をトラストさんとさせていただきたいということです。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 今の話は全然解りません。町長にお答え願いたいと思いますが、町をあげてこのプロジェクトを推進していく中には、当然湿原センターも入るのですね。まちづくり課長ははっきり差別化すると言っているのですよ。ある人から聞けば指定管理者側から置かないと言ったような話も聞こえてきます。どちらが正しいのかまず検証したい。その辺だけ確認して終わりたいと思います。町長最後に答えてください。

**議長（波岡玄智君）** 町長。

**町長（松本 博君）** ご質問にお答えしたいと思います。この地域活性化については、まちづくり課長とも何回か議論したところであります。私の名刺もルパン三世に変わっております。そんな意味で町をあげて、酪農家も漁業者も含めてとなってきますと売り方は多々あると思いますが、売る部分で言うと湿原センターでも販売してもらいたいと思っています。ただこのことについては、まだお話ししていないと思いますので、関係者とも協議しながら進めていきたい。これをきっかけに活性化を図るとすれば、どここでは売らないといった話にはならないと思います。町をあげて進めていけるものであるならば進めていきたい。

**議長（波岡玄智君）** 10番加藤議員

**10番（加藤弘二君）** 二項目にわたって質問したいと思います。

一項目目は、沖縄の米海兵隊移転訓練が6月に予定されているが、浜中町の対応についてお聞きしたいと思います。私は、6月初旬から始まった米海兵隊の矢臼別演習場での移転訓練について質問をするのですが、昨年2010年に5年に一度の休みで移転訓練はありませんでした。私は、訓練内容がエスカレートする度に質問して来ましたが、町長が変わって新しい町長になった時にどういう態度で向き合っているかただす為に今までも何度か質問をしてきました。今回もそう言う意味でどう思っているのか聞きたいので、以前と同じような質問でだぶる部分もあるかと思いますが、基本的な押さえとして答えていただきたいと思います。始めに今年の移転訓練の期間は、先ほどの行政報告の中で、6月上旬から7月上旬までの1ヵ月間で、実弾砲撃演習については、13日から25日までの間の10日間ということで触れられておりました。まずこの所から

質問したいのですが、6月上旬からということですが、日付を定めないのであればなぜですか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 只今のご質問でございますが、訓練期間につきましては、町長の行政報告並びに今加藤議員から言われておりましたが、6月上旬からという意味合いにつきましては、おそらく隊の移動期間が含まれているものと思われま

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 私は次のように理解しております。まず海兵隊の受け入れ準備する部隊が先遣隊としてやってきます。これが何名来て、いつやってきたのか町の方に伝えられておりますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 6月4日と聞いております。人数については、聞いておりません。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 6月4日に来ていると、人数については、およそ30名と私の方では聞いております。本体の輸送ですが、430名来ている内の400名はいつどんな形で来たかということについては、伝えられておりますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 本体の現地入りの関係でございますけれども、6月7～8日の2日間で矢臼別演習場の方へ入られたと聞いております。ただ、どういう経路で入ってきたかという部分については、防衛施設局並びに現地対策本部も発表しておりませんので、承知してございません。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 私の聞いているところでは、先遣隊は中標津空港の定期便で来ており、本体については6月6～7日の2日間で2派200人ずつ来たと聞いております。新聞でも報道されていましたが、車両の輸送は6月8日花咲港から装備品輸送が第1班から最終第21班までされました。当初10時30分から始まった輸送が、事故が起きたため相当遅れて、最終は3時30分までかかったということなのですが、事故の内容について聞いておりますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 先ほど7～8日と申し上げましたが、議員おっしゃるとお

り6～7日の誤りでございますので、訂正させていただきます。6月8日の花咲港での事故の関係でございますが、これについては、北海道防衛施設局の現地対策本部から内容について報告を受けております。既にテレビ、新聞等でご承知のことと思っておりますが、物資輸送を請け負われた業者によりますと輸送船から155ミリ榴弾砲を降ろす作業中、本体がタラップを滑り出し、港湾に停車中の当該業者の関係車両に接触破損させたものと聞いております。被害の程度につきましてはフロントガラスの破損等にとどまり、装備品及び人身への影響はなかったと報告を受けています。事故の原因といたしましては、榴弾砲とフォークリフトをつなぐアタッチメントに緩みが生じ、運搬途中にロックが外れた事によるものと聞いております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 私は、この事故を聞きまして大変心配しております。それは過去においても花咲港から中西別間のおよそ30キロメートルの公道でジープやトラックの故障等が起きています。入ってきた車両を国道沿いで見てみますとボロボロです。日本の自衛隊の車両は磨かれています、ドアは錆びて中の人間の足まで見える車両で来ているのが見受けられました。これらの車両が公道を走る上において、車検をとっているものなのかどうか。浜で昆布船を牽引する車両は見ていますが、その様な車両もあったと見ております。浜中町としてもこれらの公道を走る車両について、きちんと車検がとれているものなのかどうか正すべきと思いますが、その点についていかがでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 公道を走る日本の一般車両につきましては、当然車検が必要ですが、この度の件につきましてはそこまで報告を受けておりませんし、町としても確認はしておりません。今後機会があれば確認をしたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** そう言うことでよろしく申し上げます。先ほど町長が16年目で、浜中町としては12回目の演習だと言われましたが、今と関連して、米海兵隊がやってきてここで訓練をするわけですが、18歳から22歳くらいまでの若者が兵士となってやってくるわけです。そうした中で使い古した車両等、少し間違えば大きな事故も発生しかねないし、砲弾が何かの拍子に爆発するとか、うまく飛ばなかったとか、或いは飛び過ぎて272号線の方まで飛んでいくとか、そのような大きな事故が起きる

のではないかと懸念しておりますので、車両等の整備についてきちんと正していただきたいと思います。何月何日に何が来るかというのが、全く知らせて来ませんが、いつ到着したということについては、関係町村や道の方に連絡することになっていると思いますが、4日に来た、6～7日に400人が着いた、8日に車両の輸送が完了しましたが、浜中町へはいつの到着と報告になっていますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 先ほど議員、先遣隊が4日と言っていましたが、町の方では、先遣隊と聞いていませんが、隊員については4日と6～7日で8日に報告を受けています。また、装備品の輸送、車両についても8日に事故の話も含めて報告を受けております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** わかりました。4日～8日の先遣隊から車両輸送完了まで報告が来ているということですね。それは道と防衛施設局との話し合いでもそうなりますので、確認されたと思います。

次に移ります。実弾砲撃演習は、当初から10日間としました。当初滞在期間は、古い話ですが前後何日間というような取り決めがありましたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 当初の話ということでございますが、大変申し訳ございませんが、その辺私も勉強不足で私の持っている資料では、記載されておりませんので、把握してございません。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今の総務課長の答弁が正しいのです。当初皆は10日間の実弾射撃演習これに集中しました。その準備には前段3～4日、後段も3～4日あれば良いという全道的、地域の交渉の場でも前段10日間や1ヵ月間といった約束は無かったので。始まってみたら実弾砲撃訓練が10日間、前後10日間ずつで1ヵ月、多い時には33日、少ない時は26日で終わってるところもある。これは一杯食わされたというふうに私は見えています。というのは、実弾砲撃訓練だけやっているかといったら、その前後で色々な訓練を行っていることが明らかになりました。それは海兵隊が演習を終えて3週間から1ヵ月した後に海兵隊のニュースが出ておりまして、その中で「このような演習も行った。矢臼別はとても良い演習場だ。」というのが報道されています。

このことから矢臼別演習場で色々な訓練が行われていたということが判りました。「同質同量」という言葉があります。キャンプハンセンで米海兵隊が行っていた同じ質、同じ量を「同質同量」としてきました。例えば、砲弾数は初年度は驚いたことに155ミリ榴弾砲は3,000発も打ちました。これは、キャンプハンセンで打っているそれ以上の量を打っており、初年度から約束違反を繰り返してきたのがあるのですが、それが破られた最初の大きな問題は、夜間演習です。キャンプハンセンでは、104号線を超えての砲撃演習は無かったのですが、こちらに来てから夜間演習を突然言い出して、強引に進めたというのがありました。それに対して4町並びに道は夜間演習に対してどのような態度をとりましたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 沖縄での「同質同量」ということですが、今議員ご質問にあったように、これが破られたのが矢臼別で行われた夜間演習が原因だと理解しましたけれども、当初より矢臼別での演習に関しましては、人員で言いますと支援部隊を除くと300人強、砲門につきましては12門、車両60両ということで、平成9年から実施されている演習では人員の関係で車両等は違いますが、300人強、12門については変わっていないと理解しております。ただ、おっしゃっていたように、夜間演習につきましては、矢臼別演習場で本来沖縄で行われていなかった部分がやられたと。これについては、北海道、地域協議会も夜間演習の自粛或いは中止を再三再四、機会あるごとに申し上げてきたところでございます。しかしながら、実施はされておりますが、夜間演習については、できるだけ早く終了するように搾乳時間を考慮していただき、9時30分までと要望しているところであります。夜間演習が無ければそれに越した事はございませんが、実際に行われていますので、協議会として中止、自粛を要請していますが、一自治体での申し入れについては現在のところしておりません。今後においては、できるだけ早い時間で終了されるように、できれば中止をしていただきたいという気持ちを持って、地域協議会でも対処していきたいと考えているところでございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今課長おっしゃられたように4町、道も含めまして自粛を求めてきました。午後4時30分から午後7時まで行わないで、10時までということでしたが、実際には9時30分までには終わっています。しかし、その当時の4時30分から7時までという時間帯と今の搾乳時間を見れば、実態には合わなくなって来ている

ように思います。遅くまで搾乳を行っているところも多いので、日数で制限するとか縮小するような要請もやっていただきたいと思います。先ほど課長が触れましたが、当初の規模について、300人強と言いましたね。隊員数が300人強、砲門数が12門、車両が60両という約束事が日本とアメリカ側であったのですが、結果を見ますと400人を超える状況があり、これはどういうことなのですかね。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** さきの夜間演習の関係でございますけれども、回数は少ないですが、地域連絡協議会の担当者会議等もございますので、その節に改めて要望として上げていきたいと思っております。300人強の関係でございますが、実はこの辺私もよく判らなくて対策本部の方にお聞きしました。当初から支援部隊を除くと300人強、砲門は12門の車両は60両ということなのですが、特に演習の規模で、今回支援部隊を含めて430名の大隊と言っていますので、「この基準はあるのですか。」とお聞きした所、敢えて何名以上が大隊で中隊といった区別は無いとしています。300人強ですので、先ほど言われましたように380名でも430名でもそのようになるのかなと私は判断しましたが、それ以上のことは防衛施設局も現地対策本部もお答えできないという事でしたので、私どももそれ以上の理解はしておりません。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 支援部隊というのは、補助するという意味で70～80人で、全体で390人という事なのですが、米海兵隊のやり方から見れば、最初小さく出しておいて、増えた分については何でも理由を付けて支援部隊と。430人でも直接それには加わらないサポートする部分だと言ってやるわけで、言わなかった部分については、何でも許されるということやってきます。その他に前後10日間で色々な演習を行っていることについては、どんな内容で行っているか知らされていますか。

**議長（波岡玄智君）** 一般質問中ですが、この際、暫時休憩します。

（休憩 午後12時02分）

（再開 午後 1時00分）

**議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 実弾射撃訓練以外にどのような訓練がされているかという質問だったと思います。防衛施設局並びに対策本部からは従前どおりの訓練という程度でございますけれども、ブラウン隊長さんが一昨日お見えになった時、又昨日の説明会の中では、物資輸送も貴重な訓練であると。また通信の訓練、それは夜間訓練も含まれるとしています。更に矢臼別演習場の地形を利用した訓練ができるとしていますので、私どもが承知している内容については、以上の通りであります。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今課長が言われましたように県道104号線越えの実弾射撃訓練というのは、様々な移動の際の訓練とか、その他の訓練というのは全く語られずに来たわけです。例えば県道104号線越えの発射台は、固定されたもので、多い時で3門、少ない時で2門で打っていたものが12門ですので、6門ずつ二手に分かれて着弾地まで4キロメートルの所と11キロメートルの所と同時に着弾するような、沖縄では出来ないことが出来るようです。それから最近では、小火器といって機関銃やもっと性能の良い重機関銃を榴弾砲の周りに配備して、車種を守りながら訓練しています。そればかりでなく機関銃の実弾訓練もやるといったものです。これについては本当は隠れてやりたかったが、発射音が聞こえるためやらせてもらうということで「同質同量」と言いながらずっと破ってきました。途中から「同質同量」は変わったと思いますが、どのように変わりましたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 現在においても「同質同量」と説明を受けています。一つ変わったとすれば、確か平成17年か18年頃だったと記憶しておりますが、議員おっしゃるとおり、小火器の訓練がプラスされました。これについてはSACOで承認されて、平成19年から矢臼別演習場での訓練がされていると記憶しておりました。いずれにしても防衛施設局並びに対策本部からは「同質同量」について詳しい内容の説明はされておきませんので、あくまでも防衛施設局、対策本部が発表している沖縄キャンプハンセンと「同質同量」の訓練と理解しているところであります。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今までの課長の答弁と以前の課長の答弁がちょっと違います。私たち反対する側は、最初から「同質同量」でないということは追求して来まし

た。演習を始めた4回目あたりから言い出したのが、沖縄の米海兵隊の訓練と「同質同量」ではなくて、自衛隊が矢臼別演習場で演習している内容と「同質同量」の訓練と言うふうに道の施設局が説明をしてきているということで、抗議の気持ちは沢山あります。そうではなかったでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 只今前課長と私どもの答弁の違いとおっしゃっていましたが、多分防衛施設局も自衛隊との「同質同量」という意味だということで関係自治体に連絡があったという事実は今のところ確認されておりません。私どももそのように聞いておりませんので、ここで見るとすればあくまでも沖縄キャンプハンセンの訓練と「同質同量」と理解していますので、ご理解いただきたいと思えます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 以前のそこの議論の部分をもう一度調べていただきたいと思えます。今なおキャンプハンセンと「同質同量」という押さえであれば、全く違います。米海兵隊が射程距離3～4キロメートルの所で砲台が2～3の所から単発で打っている所からと比較すると、矢臼別演習場で行っている移動しながら射撃するのを見ても全然「同質同量」ではありません。そう言う点で後日確かめていただきたい。もしそう言うことがなければ、私の間違いかなと思えますので、その点伝えていただきたい。最近日本の自衛隊が行っても起きない事故、米軍がやってくると必ず山火事が起きています。平成22年には大きな火災を起こしました。この原因は何だと説明してありましたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 確か22年度の演習の中で、5回ほど野火が発生したと確認をしております。野火の発生の原因は、説明によりますと白煙弾並びに照明弾が着弾したときによるもので、照明弾であれば通常物質が燃え尽きて着弾するものが、たまたま燃え尽きないうちに着弾して、それが枯れ草に引火した。又、砲弾そのものが熱いそうです。場合によってはその熱で枯れ草に燃え移る可能性もあると報告を受けています。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 私は質問した当時は白燐弾そのものが枯れ草に引火して山火事を起こしたと聞いていました。照明弾は夜間に行うもので、あの火災の時は昼間です。

昼間の演習の時に火災が起きたので、照明弾ではなくて白燐弾そのもので、爆発すると火が飛び散るようなものを使ったのではないかと判断していますが、そういう説明はなかったですか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 議員からのご質問の中に白燐弾のお話も出ておりますが、前回の野火の発生につきましては、白燐弾を使用したという報告は受けておりません。また、昨日のブラウン隊長の説明の中にもありましたが、今回についても榴弾砲と照明弾は使用すると。照明弾の中には、議員おっしゃるように燐が含まれているので、それが何らかの要因で野火を発生させる事もあるようです。防衛施設局から野火の発生についての説明はありましたが、白燐弾という言葉は出てきておりません。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今まで米海兵隊のやってきた訓練が、最初の約束と大幅に違ってきております。こういうことをいくら言っても、次から次へと新しいものを持ってきては、日米安保条約に基づいてやるんだということでやってくるのですが、我町にとって米海兵隊の移転訓練というのは、今の約束違反もさることながら、どんな迷惑がかかっているか。米海兵隊の訓練は自衛隊に比べて静かだというのがありますが、それは自衛隊が一年間を通して演習してきたものを、一番演習し易い6月から11月頃までの時期に米海兵隊に1ヵ月まるまる演習場を奪われるわけです。そういうストレスが自衛隊に溜まっていまして、一か月分のものを縮小して演習するような事態があるように思います。また、考えてみればアメリカはあれだけ広い土地を持ちながら、この狭い日本で我が物顔で演習しています。若い兵士を日本までよこして訓練させるという非常にずうずうしいやり方に何たる態度だと思えます。海兵隊が日本に来てすぐにそのアフガニスタンとかパキスタンに派兵され、いつ死ぬかもしれないということで精神的な障害を持っている兵士もかなり出てきているわけです。そういう点では今私が言ったように広い土地を持つアメリカで練習すればいいのではないかと。ここに米軍が来ることによって、近隣の諸国に対する良い影響は与えないと思えます。21世紀で隣国と友好親善を構築しようとしているときに浜中町が提供するという点については、この町の町長としてこのまま続けさせていいものかどうかという考えも示しながら、米海兵隊の移転訓練についての町長の考えというか姿勢を示していただきたいと思えます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員今のような質問は、浜中町の一地方自治体、我々議会、

更に又執行者である町長の答弁を越えるような内容も含んでおりますので、そう言うことに対しては、町長が答弁できる範囲を配慮しながら質問に心を砕いて頂きたいと思えます。今の件で町長答えられる範囲で答弁があればどうぞ。

町長。

**町長（松本 博君）** 基本的な考え方を含めてなのですが、今言われた演習がどのような影響を与えるのかという前に、基本的にこの訓練がなされたというのは、沖縄の痛みを分かち合うそのことから始まっていると思っています。そう言う意味で本土における分散実施の訓練、受け入れた全国の15市町村共通の認識だと思っているところであります。このことにより、一部かもしれませんが、沖縄の住民の負担が少しでも軽減されたのではないかと受け止めているところであります。ただ、受け入れた15市町村共に首長苦渋の選択だったと受け止めております。浜中町ではこれを受け入れたのは、小林町長の時代でありました。その後歴代の首長が同じ取り組みをして来ましたし、一番最初に加藤議員が言われていましたが、「新たになった首長どう思っているのか。」という話もありました。私はそのことを引き継ぐ形でいくという決意をしているところであります。ただ、矢臼別の訓練については、将来にわたって間違いなく固定化されないこと、行政報告でも申し上げましたように矢臼別連絡会議の中でも言いましたが、5団体にわたって今年度も強く要望したところであります。このことは、北海道、標茶を含めて別海、厚岸、浜中の首長揃ってこの5団体が要望していくのでありますが、その中で連携を強めて、粘り強く、矢臼別を固定化させないことを要望する決意であります。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今の言葉を受けて質問を終わりたいと思います。特に最後に固定化しないようにという共同で要望を上げているということは、是非堅持していただきたいと思えます。

次にもう一つの質問事項の町立浜中診療所の運営についての質問に移らせていただきます。先の3月定例議会で診療所嘱託医師の報酬月額、250万円から275万円に引き上げるという改正案が上程されまして、地域医療サービスのあり方をめぐって議論がなされました。そして付帯決議がなされて原案が可決されました。その付帯決議に対して、町長の決意も非常に強いものがあると私たちは感じました。あの3月議会を経て3ヶ月が経ちましたが、特に3月議会の中での医師の報酬について議会だより等を見た町民は、「報酬は上がったけれども何か医療サービスで前進はあったのか。」「前

と同じではないか。」と言う様な声がちょっと大きかった。まだあれから3ヶ月しか経っていませんが、私はここは質問しなければならないと思いました。4月1日から新しい年度が始まりまして、この問題に対して取り組む一歩をもう踏み出しておりますか。例えば、こういう組織を作って検討しながら、付帯決議に述べられている真髓をどうやって実現していくのかという組織的なものは、町長をはじめ作られたかどうかについてお聞きしたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**診療所事務長（山田清也君）** 只今の質問に対してお答えいたします。付帯意見に伴いまして、組織を作って具体的な取り組みを行っているのか、その第一歩を踏み出したかというご質問ですけれども、3月の条例改正の時に付いております付帯意見につきましては、私の方から医師と看護師長には説明はしております。説明しておりますが、事務レベルで話をしている段階でございます。今おっしゃられたような組織を作って検討するというそこまでの具体的な取り組みには至っておりません。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 状況は解りました。それでそうですかと言うわけには行きませんので、ちょっと質問しますが、医師や看護師等にこの件については伝えたということですが、これらを実現するためにどういう目標で、日程的にはこの秋くらいまでには結論を出して、この付帯決議が具体化できるような方向を町長をはじめ、町長の意図がきちんと伝わるような組織を作って進めているのではないかと私は思っていました。その組織と今後の日程、方向性、これらについてお持ちでしたら説明してほしいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**診療所事務長（山田清也君）** 今ご質問ありましたように、いつごろまでに具体的なものを作るのか、或いは組織を作ってどうするかというお話です。当然付帯意見に付けられております、一番最初に出てきます理念と目標を掲げるということが最優先だと考えております。それに関しましては、医師なり婦長にも具体的に理念等についてのお話はしております。ただ、医師と町長との面談がまだ行われておりませんので、その面談の後、具体的なものが出てくると考えております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今事務長がそういうふうに答えているのですが、この問題は、

町長がどう進めるかというのがまずありきだと思います。町長がこうすべきとして進めるものかなと思いますが、その点について町長はいかがでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 町長。

**町長（松本 博君）** 今のご質問にお答えします。当然私に大部分のものがあるのかなと思っております。まだ会えておりませんが、まだ会えていないのかというご質問になるかも知れませんが、なるべく早い時期に、私の意思、議会の意思を含めて医師と十分お話をし、協議をしながら今後とも進めていきたいと思っております。責任は私にあります。私がやらないといけないと思っております。特に院内に掲示することも含めてです。そのことが出てくるとすれば、当然文書に書かれる事ですので、患者と医師、看護師の対応を含めて？ がつていくものだと思っておりますので、まずそこをやっていきたいと思っているところです。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今町長が綱領的なものということで話をされましたが、理念目標等を文章化して、公に掲げるということから始めなければならないという点で一番大事な所はここだと思いますので、町長忙しいとは思いますが、町長が旗振り役になって、早急に進めていただきたいということを要望したいと思います。その綱領のような或いは理念や目標が出来る前に近近に取り組んでもらいたいのがありますので、それが出来るのを待つのではなくて、次のような場合にどう対応していただけるかその点について質問したいと思います。質問書の中にも出ていますように、原則時間外診療は行わないという問題で言いますと、子どもが食事中に魚の骨を喉に刺してしまったとか、ちょっと目を離している際にカップの熱湯で子どもをやけどさせてしまい、直ぐに家庭で対処したけれども中々泣きやまないし、やけどしたみたいだと骨も抜けなかったということで医師に診てもらいたいと言ったときに、電話を受けた方が「時間外なので時間外診療はやっていません。」と。その一言で終わっていて、当事者は憤慨してもうそれ以上言えなかったというのです。普通で言えば色々な対応があると思います。電話を受けたら「少々お待ち下さい。医師と相談してみます。」と言って、何らかの対応策を示す返事がほしいのです。また、このような返事を町民は期待していると思います。或いは直ぐに「診療所まで来てください。応急手当をして様子をみましょう。」或いは「応急手当をして町外の専門医を紹介します。そちらへ行ってください。」場合によっては、「救急車を呼びましょう。」「ドクターヘリにつなぎましょう。」などの対応があつて

もいいのではないかという声がありますし、私もそういった近々の場合に受け取ったスタッフはそういう返答をすべきじゃないかなと思いますがこの辺について、こういう方向に進めないのか。綱領ができる前にできないものかと言う点について答弁をお願いします。

**議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**診療所事務長（山田清也君）** 今の時間外のお話ですけれども、基本的に時間外診療は受付をしないという考え方でいままで進めてきております。今議員おっしゃられました何点かの対応の仕方。ただ単に電話がかかってきて、「時間外診療は受け付けていません。」という答え方で電話を切るようなお話でしたけれども、私としましては、このことに関しては、去年一昨年あたりからも看護師長通しまして、必ず時間外診療で診ることはできませんけれども、その状況をよく聞いて、救急車の対応や救急医院に係る対応を徹底するように話をしております。ですからただ単に「時間外ですから診れません。」という返答だけはしないでくださいと言っております。当然電話を受けた者は、今私が申し上げた形であるべきだと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今の事務長答弁では、事務長はスタッフにはそういう対応をするようにと伝えているようですが、私が聞いたところでは「時間外診療はやっておりません。」と言われて、聞いた方は何も言えなくて電話を切ってしまったという2件ともそう言う報告だったんです。ですからそう言う場合もあったかも知れませんが、事務長の話では丁寧に対応しなさいということで進めているというのであれば、そういう事実もあったのですか。

**議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**診療所事務長（山田清也君）** 時間外のことと今おっしゃられました救急のことにも関係してくると思いますが、救急の場合は必ず本人から直接来る場合もありますが、消防から連絡が入ってくる事になっています。ただし、交通事故や明らかに脳に傷害がある事故に関しましては、診療所に連絡は来ないで、直接救急病院に搬送したり、ドクターヘリが飛べる時間帯であったらドクターヘリに要請する形になっております。救急の場合であったらその時点で診療所で対応できるか否かの対応をしています。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 救急の場合と普通の場合がありますが、とにかく窓口で時間

外の一本やりで話が途切れるようなことがないように続けてやっていただきたい。今救急車のお話が出ましたが、外科或いは脳に係る事故の場合、この診療所では扱っていないと。診療所の時間外の時の救急車に対する対応、昼休み、夜間の救急車の受入れをしているか否かをお知らせ願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**診療所事務長(山田清也君)** 診療時間外の救急のご質問についてお答えいたします。先ほども申し上げましたように、基本的に時間外診療は受付をしておりません。その時のケースによるかと思えます。どういう状況の患者さんなのか、それに応じて診ることができる、できないといった判断になるかと思えます。基本的には時間外の時においては、診療は受け付けない考え方は今後も変わらないと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 今のように救急車においても時間外は、受けられないということですね。それでは、時間外であっても救急車を普通に受け入れるためには、こんな条件があれば受け入れられますよという考えはありますか。

**議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**診療所事務長(山田清也君)** まず最初に時間外の救急ことで基本的な考え方は、先ほど述べました。ただ実際に時間外であろうと救急で受入れしているケースもあります。消防から連絡があった場合、全く診ていないということではございません。今ご質問のありましたどういう条件だったら救急の対応ができるのかというお話かと思えます。条件と言いますよりも、診療所というのは病院と違いまして、当直医、日直医を置いていません。なおかつその中で、時間外救急に対応するとしましたら、これは私の考え方ですが、スタッフを確保しなければならないと思っております。今現在ご存知のとおり、浜中診療所は医師1名体制でやっています。隔週で北大の方から入院患者がおりますので、その軽減を図るために来ていただいておりますが、医師1名でいつ来るとも解らないそういう受入れ体制を執るということになれば、それとは別に医者なり、それに併せて看護師なりの体制で対応しなければなりません。色々なケースを受け入れる事はできないと思っております。ただどちらにしても、仮にそういった状況が出来たにしても実際に受入れをして医者が診なければどういう状態か解らないわけですので、それなりのスタッフを抱えて対応するしかないと私個人としては思っております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 町長にお聞きしたいのですが、今事務長がスタッフを増やすと言うことを条件の一つとして言われましたが、浜中町の理念や目標を達成させる為に報酬を上げただけでは実現しない。スタッフを揃えなければ実現できないと事務長が言われました。今金、土日と北大から医師が来られておりますが、それ以外の曜日の部分も医師2人体制ということも考慮に入れながら、そういう目標を作っていくという考えを町長として持っているかどうか答弁をお願いします。

**議長(波岡玄智君)** 町長。

**町長(松本 博君)** ご質問にお答えします。今診療所事務長が言ったのは、夜間、時間外に救急患者を受け入れるにあたって、当たるとすれば医師が不足している。また、看護師も当然不足しているということであると思います。ですから時間外でそういう体制を整えるとすれば2人体制では無理だと思しますので、3～4人の医師が当然出てきて、看護スタッフも相当多くなるということが予想されるわけです。今の段階で受け入れるとすればそういうことになると思います。ただこの町で診療所会計だけでも大きなウェイトを占めているところでありまして。そのことにプラスが可能なかどうか大変厳しい状況にあると思います。今の段階ではどうなのかについては、今の体制を守っていくことが基本だと思っています。夜間、時間外になってくると今のスタッフだけでは間違いなく出来ないことですので、それは出来ないと思っています。これからどうするのかについては、今の段階では1人体制の診療所を維持していくという考え方でありまして。ただ将来的に医者の方の体制はこれからの課題でありますので、今の段階ではそういう考え方でありまして。

**議長(波岡玄智君)** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** そういう理念とか目標を達成するために中々難しい問題だと思っておりますが、私は早急に町民の願いに答えられるような取り組みを要望して質問を終わります。

**議長(波岡玄智君)** 8番竹内議員。

**8番(竹内健児君)** 昨年12月議会で学校の耐震化の遅れについて、「学校の耐震化は、重要な喫緊の課題と認識している。必要な補強は、学校施設として存続する限り十分に対応していきたい。診断結果については、地域の皆さんに情報を提供し、意見を聞きながら今後の対策を図っていく。」と答弁されております。耐震診断結果も出たと思しますので、以下のことについて質問いたします。

まず第一に耐震診断は、何時どの様な結果が出たのか。結果に対する今後の対応・対策に対しては様々な選択肢があると思います。現時点で考えられる選択肢はどのようなものをお考えですか。そして話によりますと、先ほどの教育行政報告にありましたように4月26日に姉別小中学校に教育長が出かけられまして耐震診断の結果を報告され、町の考え方を示されたと報告されております。その内容はどのようなものであったかお聞かせください。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 8番議員さんのご質問にお答えいたします。まず一点目の耐震診断は、いつどの様な結果が出たかのご質問ですが、耐震診断の結果につきましては、釧路の業者に委託し、今年2月29日に完成検定をしております。校舎につきましては、補強する条件付でIs値が0.75。この数値につきましては、大規模な地震に対しまして、倒壊し、崩壊する危険が少ないという結果が出ております。また、屋内運動場につきましては、Is値が0.14。文部科学省が定める基準では、大規模な地震に対して、倒壊又は崩壊する危険性が高いとの結果が出ております。また、木造校舎につきましては、診断の結果、危険点数が出ておらず、現状の校舎のままで大丈夫という結果が出ております。二点目のこの結果に基づき現時点でどのような方策又は選択肢が考えられるかという質問にお答えいたします。教育委員会といたしましては、将来の児童生徒数や教育環境などを総合的に判断し、統合との方向を協議検討する。又は体育館、校舎等を建替え、改修補強を実施する等の対応策が考えられます。先ほど教育長が行政報告の中で申し上げましたとおり、4月26日この診断結果に基づき姉別南小中学校のPTA役員の中で学校診断の結果の説明をし、学校、PTA役員の方々にお話し、統合等に向けた協議をしていただきたい旨の話をさせていただきました。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 具体的にどういう診断結果が出て、どうゆうふうにご教育委員会として考えているという点で、具体的なIs値については今お聞きしましたけれども、対応としてどうゆうふうにご教育委員会として対策を持って提示したのかという質問なのです。その点について、例えば屋内運動場については、これこれの数値だったからこうゆうふうにご改築が必要なのか、或いは補強でできるのか、財源的な裏づけはどうか等の点が説明されてあるのかどうか、その点についてお聞きしたい。無ければ無いと言ってください。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 只今のご質問にお答えいたします。具体的な数値を申し上げまして、体育館につきましては先ほど申し上げたとおり、Is値が0.14ということで、危険な建物なので、将来的に使用の禁止をお願いする。体育館については、改築するしか方法が無いと申し上げております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** もう一度繰り返しますけれども、屋内運動場については、使用を禁止すると。改築するしないという考えは、改築しないという考えですか。どうするか考え中なのですか。それとも改築できないということなのですか。もし、改築できないのであれば、その理由は何かお聞かせ願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 体育館の使用につきましては、先ほど申し上げたとおりIs値が国の指標を下回っているということで、教育委員会としては児童生徒の学習環境又は町内全域の学校施設の状況を総合的に考察した結果、近隣の学校に統合することを検討する旨、姉別小中学校のPTA、学校に協議をお願いしております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** そうしますと教育委員会の方針としては、屋内運動場については改築しないと。どうぞ地元で考えてくださいということなのですね。総合的に判断したとお答えしておりますが、総合的というのはどういう内容の総合的なのかということです。色々な言葉の使い方がありますが、一つはあそこは小中学校ですから、これは5月21日のPTAの保護者会に向けてという文章なのですが、児童生徒の数を年度ごとに載せています。当面大丈夫だとあるのですが、その後は、出生等も勘案しますので、見通しがつかない問題もあります。4～5年は持つだろうというような数字が解ります。その点でこの生徒数の問題、それから改築に必要な財源の問題、或いは教育環境の問題、児童生徒の教育権の問題、多岐に亘っていると思います。そういうものを全部総合して、教育委員会としては結論を出したということなのではないでしょうか。その点明確に答えていただきたいと思います。12月の議会の一般質問では、喫緊の課題だと。放置できないと。早急に取り組まなければならないと課題として受け止めていると言われています。しかもその方向性としては、地元の意見を十分聞いて対応して行きたいという考え方でした。今のお話では先に結論があって、それを提示して、どうぞ地元で考え

てくださいと。私はそれは逆でないかと思います。これこれこうゆう状況にあると。実はこうゆう問題もあると。総合的というのは、全ての問題を色々論議して、繰り返し論議をして、結論はこうだったというなら話は解ります。4月26日に姉別南小中学校に行って話された。2月29日に結果が出たと。4月26日まで1ヵ月ちょっとありますが、この間教育委員会で討議された課題は何ですか。具体的にお聞きしたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** まず一点目の教育委員会としてどのようにして判断したかというご質問ですが、教育委員会といたしましては、PTAの役員会の中では児童生徒の推移並びに校舎改築する場合の概算又は屋内運動場を改築する場合の概算の金額を提示しまして、保護者の方にご理解を求めています。また、教育委員会としての統合を判断する基準としまして、さきの12月の議会の中でもお話ししたかと思いますが、平成17年12月の浜中町小中学校適正配置に係る基本方針を教育委員会として基準を定めています。この中には児童生徒の力を十分育むために、校長、教頭、養護教諭、事務職員、事務生等が確保され、教頭については、担任を兼務しない確保を図るために児童数が16人に達しない小学校、複式を組まなければならない中学校については近隣の学校に統合する事を検討するというものであります。次代を担う児童生徒には科学技術の進展や国際化、少子化などの変化の激しい社会に対応し、如何なる社会になっても逞しく生き抜いていく力を育てていくことが求められています。これまで本町にあっては、地域の特性を活かし特色ある教育活動を推進してきていますが、教育を取り巻く現状を鑑み、児童生徒に確かな学力や豊かな心など生きる力を育む教育環境を整備することが大切と考え、保護者会の中では、そのように説明をしております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** そうしますと、概算金額は出たと。提示もしていると。概算金額はどれで、どの補助事業を使ったらこれくらいというのも当然検討されていると思うのですが、それはどうなっていますか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 質問にお答えします。まず屋内運動場を改築する場合は、先ほど申し上げたとおり、概算であります。2億5,000万円。校舎につきましては、2階建ての部分ですが、一階と二階の間にプレス補強するという概算で1,000万円程度ということでお話をしています。体育館については、I s値が0.3を下回っ

たということで不適格改築の補助区分の事業となります。面積的には621平方メートルを予定しております。また、0.3を下回っているため、補助金の嵩上げ措置があります。通常であれば50パーセントであります。嵩上げ措置として0.05。全体として補助金につきましては、55パーセントの算出となります。具体的に2億5,000万の内訳を申し上げますと、国庫補助金につきましては、6,544万円、過疎債1億1,622万1千円、その他町負担6,833万9千円となります。また、校舎の補強工事につきましては、原則3分の1の補助がありますが、Is値が0.75であるため2分の1になると推測しています。概算で1,000万円ですので、補助については、校舎面積896平方メートルかける平米当たり補助単価2万7,500円の2分の1で、1,232万円の補助の計算になりますが、補助の区分としましては、実勢価格の2分の1の500万円ということで、補助につきましてはいずれか少ない方となりますので、500万円となります。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 町の負担が6,833万。これは地方債だとかそういう起債を借りた場合どうなりますか。実質町の負担というのはどうなりますか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課主幹。

**管理課主幹（内村 満君）** 2億5,000万円に対する国庫補助はどのくらいかということですが、先ほど課長ご説明のとおり、国庫補助につきましては、10分の5.5を充てまして6,544万円、町の負担は起債等を差し引きして、6,839万9千円、残りの1億1,622万1千円が起債となります。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** そうしますと町の負担は6,838万円。一般財源としてこれを用意しなければならないということですか。その他に地方債なりなんなりを借金すると、もっと増えるということですか。そういう解釈でよろしいですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 今申し上げました町費の負担ですが、起債につきましては12月定例会でも申し上げましたが、3年据置の12年償還ということでの金額になります。全体として、町が持ち出すお金が今言った金額になりますので、ご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** お金を借りたら交付税措置もされるわけでしょ。実質的に町の

負担というのはどれくらいかと私はお聞きしています。12月の議会の時に2億の試算や、9,000万円の試算は出ていました。大体町の負担は実質10何パーセント、或いは9パーセントになるかも知れないというなお話でした。これからいくとこういう数字は出て来ないのですが、これはどういうことなのですか。解り易い説明をしないと住民の誤解を受けます。そんなにお金がかかるのであれば考えなければならぬとなるわけです。この間の運動会の時に、「実は耐震の話が出て、お金がかかるそうだから統合しかない。」という話になっていくわけです。私は正確に情報というのは出すべきと思うし、耐震が中々進まないの国としては特別措置を行ったというのがあったのですが、そういう補助金の部分は検討されていないのですか。全くここに適用される補助事業ではないとお考えなのですか。その点はっきりさせてください。

**議長（波岡玄智君）** 教育長。

**教育長（内村定之君）** 数字的な部分で議論が交わされておりますが、解り易く説明をさせていただきますと、例えば体育館を2億5,000万円で建設した場合に、不適合で国庫補助は通常であれば50パーセント、北海道は5パーセントの上乗せがありますので、55パーセントの補助金がきます。残り45パーセントについては、過疎債で100パーセント充当で借金が出来ます。その70パーセントとは交付税バックされますので、通常30パーセント分。45かける30パーセントで13.5パーセント。2億5,000万円に対して13.5パーセントが実質的な持ち出しとなり、数字で申し上げますとそういう形になります。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 解り易かったと思います。そういう説明をして頂かないと、実際に6,800万円かかると言われたら「ちょっと待ってよ。」という話になると思います。ここの情報を公平正確に伝えるという事は、行政の役割だと思います。そういうものを提供して、情報を共有して、みんなで考えていく、みんなの意見を聞いて結論を出していくというのが、当たり前的手法だと思います。私はそういう面では、極めて手法としては今までのやり方はまずいのではないかと思います。5月21日にPTAの保護者会に向けてという印刷物があるのですが、非常に戸惑いがあります。耐震診断の結果を受けて地元としてどうするかという点で色々論点を提起しているのですが、「統合する場合時期をどうするか。」かだとか「結論を出す時期は何時にするか。」「どういう形で結論に持っていくのか。」ということまで考えています。子どもたちの数を年度毎

上げています。それからいくと当面は基準からしても、中学校が複式になる事は無いだろう。しかも小学校の16人というのはクリアできるのではないかという考え方があります。平成24年で小学校児童数18名、25年で19名、26年で18名、27年で16名、28年になると13名と少なくなってきます、こうなると今言った基準に合わなくなるので、止む無しという考え方になってくると思います。こういう点で地元の中では、苦勞して建てた学校なのです。そう言う面では思い入れも沢山ある。それはある一定の高い年齢層では、そういう考え方かも知れません。だけど若い人達は、そうでもないようです。やっぱり大きい学校に憧れるわけです。今の世間的な状況からすれば、良い学校に入って、良い大学に入って、良い所に就職するという幻想をもっているのです。しかし残念ながら日本の状況では、中々そうは行っていません。韓国と同じようです。要するに学校は出たけれども、就職が無いという事態です。こういう幻想を抱いては私はまずいのではないかと思います、そういう点からしたら、5月31日出された姉南だよりでは、児童生徒がどう考えているか、これは児童生徒会が出した文章ですが、「以下の理由により僕たちは統廃合に反対します。体育館が使用できなくても改善センターなどで対応できます。児童生徒が少なくなるのもまだ先のことです。今直ぐに統廃合する必要はないと思います。児童生徒一同。」と出ています。これは子どもとしての純粋な気持ちだと受け止めているのですが、よこでお聞きしたいと思います。教育権というのはどうゆうふうにお考えでしょうか。何を中心として教育権というのは保障されているのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 十分な認識はしておりませんが、個人的な見解といたしましては、何人も公平にいつでも教育を受ける権利があると考えております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** もう一つお聞きしたいと思います。ユネスコの学習権宣言というのがございます。これご存知ですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 私は承知しておりませんでした。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** これは、1985年3月19日から29日にかけて、パリで開かれた第4回ユネスコ国際成人教育会議で出された宣言であります。これは国際的なも

のなのです。ここでは、学習権とは「読み書きを学ぶ権利」であると、それから「質問し、分析する権利」であり、「創造する権利であり、自身の世界をくみ取り、歴史を書く権利であり、教育の機会に接する権利であり、個人的集団的事実を伸ばす権利である。」としています。日本では教育権というのがあると思いますが、小中学校は義務教育となっており、それは国の責任で子どもは宝なのだから、きちんと教育環境を整える。勉強したいという子どもの学習権をしっかり保障するというのが前提となっていると思います。私は今起きている事態というのは、できるだけその地域に学校を置くということが、経済的に損失とか得するとか問題以外のもっと根本的な問題として保障しなければならないと思います。来年度の榊町を入れますと9校無くなります。農村では、たった2校しか残りません。それで私は、これまでの統廃合の検証を教育委員会でどのようにされているかお聞きしたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**指導室長（佐藤健二君）** 学校統廃合によるコミュニティ及び発達段階にあたる子どもたちへの影響、学力向上、教育文化など総合的な検証を行ったことがあるかという質問にお答えいたします。まず統廃合による子どもたちへの影響、学力向上、教育文化などへの検証ついてですが、平成21年度茶内小学校と統合しました茶内第三小学校、平成22年度に浜中小学校と統合しました貫人小学校の児童及び保護者に対し一学期が終了した時点、7月に各14項目にわたる教育活動等のアンケート調査を実施しております。その結果をみますと、児童については全員の児童から「学校は楽しい。」「友達が増えてうれしい。」「勉強が楽しい。」「新しい学校での行事が楽しい。」と答えております。その他自由記述の部分では、「同級生が沢山できてよかった。」「児童委員会など活躍する場所があっていい。」「友達が沢山できて、毎日友達と会いたい。」と記述されております。また、保護者のアンケートも児童と同様に「子どもは学校生活を楽しみ、友達が増えたことを喜び仲良く安心して生活しており、学習や集団生活を意欲的に行っている」との記述がされております。昨年度末で閉校した3校の児童については、今学期学校訪問させていただいた際に、該当児童の見学の他に日常の校内生活における児童の様子を実際に見学したり、また報告を受けております。全般的に児童がのびのびと学習している様子が伺えます。また、学校長、教頭の報告ではこれまで以上に交友関係が増し、友達が増えてうれしいと報告を受けています。授業では集団の中で他の子供たちと係りながら、自分と違うものの見方や考えをきっかけに多様な感じ方を学

ぶ姿や自分の考えを磨こうとする姿が見受けられます。自ら進んで学ぶ姿が増えてきているとの報告も受けております。本年度も21年度、22年度に実施した教育等のアンケート調査を先ほどお話ししました3校の児童及び保護者に対して一学期が終了する時点で実施したいと考えております。また、閉校したコミュニティへの影響に関する検証についてですが、残念ながら地域に対してのアンケート及び検証は実施しておりません。その影響については、ここではお答えできませんので、ご理解ください。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 今出された子どもたちの気持ち、アンケートの結果、非常に友達が増えて楽しいと或いは学校が楽しいと言うようなことが言われました。これは当然と私は思います。問題は今調査されていない部分。コミュニティの問題。地域社会のコミュニティの問題は調査されていないということですね。へき地校というのは、子どもが少ないので、旧姉別小学校の児童についても楽しいと聞いています。しかし、反面子どもの行動半径というのは決まっています。特に体力の違い、これは大きいわけです。中学生の体力と高校生の体力と小学生、幼稚園児の体力とこれは違うわけです。今までよりは約1時間早く学校へ行かなければと。これはかなりのギャップになっていると思います。そんなことは無いと思いますが、朝食を執らないで行くことも起こり得る。帰ってきたらくたくたになって、牛舎の手伝いもできないということも起こり得るということなのですが、是非私はそういう点での負の部分も調査していただきたいと思います。それでないと公平さを欠くのではと思います。この他に学力の点ではどうだともいろいろあると思います。それはテストすれば解るということでもないと思います。最近新聞紙上を賑わしているのは、鶴居村の小学校で、学力が抜群で報道機関が入って色々調査をしているというようなお話も聞いております。あそこは小さい学校ではなく、1学級18人前後で学習しているのですが、中々元気の良い子どもたちが育っていると聞いています。私は必ずしも少人数学校が良いとは考えておりません。場合によっては、統廃合も必要と思います。しかし、浜中の場合を見たときに9校も無くなっていくということは、実際そこに住んでいる絆というのが崩壊していくのではないかと思います。今日の日本農業新聞にTPPの問題で記事が出ていました。これはアメリカのことを書いています。どんどん企業が入って大きくなると。子どもたちも学校の人数が少なくなって、地域のコミュニティが取れないというのが書かれていました。茶内第三の事例も出ました。あそこは酪農地帯ですから、学校があった当時は、春になると牛の共

進会をやっていました。そこで子どもたちが牛を見て、審査を見て、お昼ご飯も一緒に執っていました。学校が無くなってからそれも無くなりました。もう一つは学校の統廃合になるときに父兄の方が、「私は茶内の小学校へいくよ。子どもをやるよ。」と言って、結局地元の中で父兄同士がうまく行かなくなった。こういう実例があるやに聞いております。これは学生の問題だと思うのですが、そういう浜中の場合も昔は榊町については、霧多布に行っても良いし、浜中に行っても良いとしていた時期もあったかと思えます。今浜中では厚床厚陽地区は、根室の厚床小学校に行っても良いし、姉別南に行っても良いことになっていると思えますが、そういう学生というのはどのようにお考えでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 厚床地区の児童生徒の現状についてお話申し上げます。厚床地区につきましては、根室市の教育委員会の厚床小学校、厚床中学校の方に区域外進学しているのが現状であります。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** その学生というのは、今本人が希望すればどこに行っても良いということになっているのですか。それはどうなっているのでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 子どもたちの就学につきましては、今現在通学区域が定められておりますが、保護者の仕事の関係や児童生徒の教育環境などに勘案し、希望があれば通学区域外の就学が可能です。例を申し上げますと、霧多布小学校の通学区域であった児童が保護者の仕事の関係でどうしても茶内小学校へ通学したいとなれば、教育委員会の中で許可をしております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 一定の条件の下で、教育委員会の許可制があるという解釈でよろしいのですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** その通りです。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** その条件と言うのは、親の仕事の関係が主だと言う事になりますか。それとも別な関係がありますか。親がどうしてもここでは駄目だということで許

可されるものですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 例を取りますと、保護者の仕事の関係、又は子どもの教育の関係、教育環境の関係、例を申し上げますと、霧多布に居て保育所から小学校に上がって行って、保護者が茶内に転居した場合に、同じ同級生と教室を共にしたいということで霧多布中学校への通学の例もございますので、保護者の仕事の関係だけでなく、子どもたちの教育環境等も含めてでありますので、ご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** そうしますと、中心部は子どもの状態が優先するという解釈でよろしいのですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** その通りです。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** そうしますと、学区の問題については、義務教育ですから子どもも中心ということが要求されると思いますが、そういう点で今お伺いした学区というのは、その親と子どもを何よりも中心として考えていくということをお聞きしました。そう押さえて行きたいと思います。新しく防災対策特別措置法というのが改正されました。これは姉別南小中学校の場合、この措置法の適用は受けられないということになりますか。その点お聞きしたいと思います。検討されていますか。全く論外ということになりますか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（工藤吉治君）** 只今のご質問にお答えいたします。これにつきましては、耐震化を奨励するために新防災対策特別措置法の改正を行い、自治体の負担軽減をする措置を執っています。この措置の適用につきましては、平成23年度から平成27年度までの5年間の延長となっております。これまで第三次地域防災緊急5ヵ年計画の進捗状況を踏まえて、北海道では引き続き第四次の計画を作っておりまして、浜中町としてもこの計画の中に盛り込み、昨年8月18日付けをもって霧多布小学校の屋内体育館、霧多布中学校の校舎、屋内体育館、姉別南小中学校の校舎、屋内体育館の耐震化の計画を盛り込んでおりますので、この改正後の新防災対策特別措置法の国庫補助のかさ上げの率の適用を受ける事が事前にできます。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** そうしますと、その適用を受けた場合、2億5,000万円の改築費はかかるとして、この事業を使うとしたら町村の負担というのは、どの位になりますか。今さっき説明された額よりはずっと有利になると私は解釈するのですが。そうでは無いということになりますか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課主幹。

**管理課主幹（内村 満君）** 町の負担の関係ですが、先ほど私が申し上げました国庫補助金との関係でございます。国の地震防災債によって従来3分の1の補助が、屋内体育館の例をとりますと10分の5.5と先ほど教育長も説明しましたが、国庫補助につきましては、建築単価というものがございます。これは、19万1,600円で、これに面積をかけます。国庫補助につきましては、6,544万。それから過疎債を引きまして、町負担につきましては、この19万1,600円の計算に基づきまして6,833万9,000円ということでご理解を願います。通常であれば国庫補助は2分の1でございますが、へき地でございますので、0.05上積みで10分の5.5で、この地震防災債によれば加算されるということでご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 私が資料として持っているのが、改築事業の財源内訳ということで、改正前と改正後が出ている資料でございます。改正前であれば、国費3分の1、地方債が60パーセントとなっています。改正後であれば、国費が50パーセント、地方債が45パーセントとなっています。これは本予算でそうなっていると。補正予算を組むと国費が50パーセントで地方債が50パーセントということになっているのですが、これで実質的な地方負担というのは若干違うわけです。金額はもっと安くなるものなのですが、これは十分検討された結果の数字ですか。特別措置法の内容ですか。改築ということですか。Is値が0.3未満の内容ですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課主幹。

**管理課主幹（内村 満君）** 率の件でございますが、通常であれば改築の場合は3分の1ですが、0.3未満でございますので、10分の5.5と特別措置をされた補助率ということでご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** そうしますと、4月26日に報告された内容と特別措置法を使

った場合の開きというのは、どれ位ありますか。実質的な自治体の負担というのは、どの位の金額の開きがあるのですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課主幹。

**管理課主幹（内村 満君）** 4月26日の耐震診断の結果に基づく説明会の席上では、Is値が0.3以下であるので、補強は出来ない。改築をすればおおよそ2億5,000万円程度とお話をさせていただいております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** それは特別措置法でやった金額なのですか。そういう説明なのですか。普通の改築でやればこうなるという数字ではないのですか。この新防災特別措置法で適用したら2億5,000円のものが地元負担でこれ位だという説明なのですか。そういう説明をされたということですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課主幹。

**管理課主幹（内村 満君）** 地元の方につきましては、おおよそ2億5,000万円程度の建替えの全体の金額の説明をさせていただきましたが、詳しい補助等につきましてはお話をしてございません。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** だから私最初に申し上げたように、おおよその数字だけでは、2億5,000万円かかると言ったら、2億5,000万円負担しなければならないと考えちゃうのですよ。そういう説明は多分されていないと思います。実質的な町の負担としては、これだけかかりますと言う説明が無いと正確な情報ではないと思います。情報を共有するということは、そういう意味合いを持つのですよ。だから私は地元の人が判断をし易いような公平な情報を今後提供する必要があるのではないかと考えています。できていなかったら是非やっていただきたい。それで子ども中心に学校を残すのか、或いは統合するかという判断をPTAの保護者会だけではなく全体でやっていただきたいとします。PTAと言うのは、準会員が居りまして、小さい地区なので運動会をやるにしても実行会方式なのです。学校の行事としてやるだけではありません。地元の人達も参加してPTA会の準会員の負担金も払ってやっているわけです。だから地元の絆も強いのです。それが統廃合になると私は非常に絆が希薄になってくる恐れがあるし、地域の活性化の面から言っても問題があるのではないかと感じるわけです。これは町長にもお伺いしたいと思いますが、活性化の問題を随分言われます。人口減の問題も随分言われます。し

かし、学校がどんどん無くなっていて本当にここに住みたいと思うだろうか。この所が大切な所ではないかと。私が言うのは、総合的に考えた場合に浜中の活性化というのは、総合的に考える必要があるのではないかと。ある花見の席でたまたま親戚の人が標茶から来てました。「標茶は住み良いかい。」と聞いたら「標茶は良いところです。」と「子育てができるんです。」と言うのです。結婚したら祝い金が来るというのです。こういう所もあるのです。浜中は「義務教育まで医療費無料。」と言ったら驚いていました。だからそういう面で本当に活性化するというのは、その地域の中でしっかり教育できる、そして町もその点に力を入れるということを考える必要があるのではないかと思います。私はなぜ統廃合した検証をしていただきたいというのは、そういう意味を含めて質問したわけです。その地域に住み着いて、子どもたちの将来を見据えて育てていく、教育していく、そういう点で学校をできるだけ残していくということは今最も必要なことではないかと思いますが、その点についてのお考えを聞きたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 教育長。

**教育長（内村定之君）** 今回の一連の姉別南小中学校の耐震診断の報告が4月26日に私どもが学校へ行きました、PTAお父さん方だけ10名、全体で児童18名、生徒が3名、計21名の学校で10家庭のPTAの役員さん方に集まっていただいて、お話をさせていただきました。教育委員会としてこの耐震診断の結果について、「今後どうしようとしているのか。」という質問が出されまして、先ほど課長答えたとおり、委員会としては、体育館を建築するのに2億数千万円かかる、或いは校舎にも1,000万円単位であると。校舎を補強するにしても30日から40日の工期がかかって、その間児童生徒の授業の支障も考慮すれば、仮校舎といった費用も当然出てくる。将来的に姉別南小中学校の児童生徒数が4～5年経てば、児童が13名位、中学生は若干持ち上がって来ますので、複式は組まないまでも、絶対数から見て決して多い人数ではないと。教育委員会としては、統合を検討していただきたいと率直に申し上げました。その後5月7日、5月21日、6月4日の3回ほど保護者の全体会議行われました。これには奥さんも入っており、相当な人数でもって最終的には8対2で、5月21日の段階で統合に賛成が8割ほどとなっています。まだ検討の余地があるというのが、2割。しかし、保護者会としては、一定の方向を出さなければならぬだろうということで、統合止む無しという総意で統合に向かっていこうと言う事になりました。統合する為には、時期をいつにしたら良いか、どういった課題があるかの協議が6月4日に行われました。そ

の中で統合の時期については、具体的には平成26年3月末で統合しようという総意が出されまして、色々な課題もその中で出されました。6月4日以降、姉別南地区には歴代PTA会長の顧問がおりまして、その方々にも報告しなければならないと。報告して保護者会としての総意を理解していただいて、全地域に説明をしていくことでした。昨年12月の一般質問の中でも私答弁させていただいたのは、この関係については、地域の方にもしっかりと説明をして行きたいというお約束はしていました。プロセスとしては、児童生徒を抱えている保護者がまずスタートだと思っています。その中でしっかり意思統一がされて、児童生徒を持つ保護者が地域に対して「こういう思いなんだけれども。」といった説明をしていくといったことで、今までの統合校はプロセスを経て来ています。それに沿った形で姉南についてもお願いし、教育委員会としても呼ばればそれに対して、いつでも行きます。姉別南の児童生徒を持つ保護者会としては、まず自分たちでもってしっかりと思いを地域の中に説明をするとしています。その中でどうしても教育委員会に出てきてもらいたい場面があれば、その時はお願いをしたいということでした。今そういう形で進んでいます。また、話が戻りますが、体育館に2億5,000万円を投じて、それが全体として、児童生徒の推移も含めて、その投資が妥当なのかどうかということを敢えて私どもの方で申し上げていただいて、できれば統合に向かって進んで行きたいという思いでもって今回進めさせていただいております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 今教育長の方からお話がありました。統合を検討していただきたいという提起をしたということですね。私はそういう面で非常に残念だというふうに思います。もうちょっと時間をかける必要があるのではないかと思います。そのためには、例えば体育館を使用禁止にするとした場合にどういった措置をとるか。或いは校舎を補強するといったときにどういう措置をとるか、どのようにやろうとしているのか、こういう点をしっかりと説明をして、そして判断の材料にしてもらうということが私は民主主義の前提だと思います。PTA会の2回の理事会で確認されたことは、簡単に多数決で決めるのではないと。議論を重ね、大勢が納得する形で決着すると。今教育長の話では、PTAの保護者会では、圧倒的多数であると言われて、これが基本になって動き出すとなりますと私はPTAの理事会での確認事項とずれてくるのではないかと思います。これは是非避けていただきたい。姉別南には、家畜診療所も有りますし、JAの支所もございます。それから郵便局も有ります。郵便局が無くなるということは、

お年寄りにとっては死活問題です。年金等は郵便局からおろすわけですから、また、足の無い人が遠くまで出かけなければならないと言った問題も絡んでくるし、家畜診療所も有りますが、「学校が無いのなら、赴任するのは嫌だな。」ということも起きなくはない。これは実際に獣医師の職場に居ましたから、転勤させる時は大変だと言うことです。そういう面から言って、本当の地域の活性化、人口の流出を防ぐ、こういう点はやはりその地域がしっかりと生産活動に励める、教育に励めるそういう環境を作るために一体何が必要かということを総合的に考えてもらいたい。親の論理だけで、教育問題を語ってほしくないというのは、私の率直な意見なのです。その点について、何か考えがありましたらお答え願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 教育長。

**教育長（内村定之君）** 前段のご質問の関係ですが、地域の総意で統合を決定して、きちんとしたプロセスと申し上げましたが、他の統合された学校の地域においてもきちんとしたプロセスを経て、統合しております。姉別南の関係につきましても保護者会としては、「我々だけの意見では。」と言う前提で地域の方に対して気を遣われております。学校は地域が作り上げてきたということは、重々認識もしておりますし、決して私たちだけのものではないという感覚は受け止めました。今後牧草の作業が始まる前に地域に対して説明をしていきたいと思っております。今小規模の学校、中規模、大規模とありますが、将来的に浜中町内の小学校を何校にするかという財政再建プランが平成17年に作られた時に、最終的には、小学校は4校位というお話もプランの策定委員さんの中で出されておりました。ただ学校が無くなるということは、1校当たり大体1,000万円位交付税が減りますので、決して財政面においてはプラスにはならないというのは重々承知しております。また、学級が減りますので、学級が減った分も交付税は減っていくこととなります。ただそれは一気に減るのではなく、5年かけて段階的に減って行って、6年目に完全にその学校が無くなったと言う交付税上の算定がなされます。学級数においても3年間は段階的に減って行って、4年目から完全に無くなったという急減補正という制度でもって措置されています。小規模校はそれなりのメリットは有ると思っております。ワンツーマンで先生たちが少ない人数の子どもたちを指導しますので、学問においては相当レベルは高いと思っています。ただ、学校そのものは学問だけではなく、学校と言う社会の中の子どもたちがどう育っていくかと言う事も非常に大事なことで思っています。実際に小規模校から一気に大規模校に来た場合に色々な面で疎外感ですと

か、常に自分に目が向いていないというような弊害も確かに例としてはあります。それは一例であります。そういった面で学問もさることながら、そういったコミュニティも学校で育てていただく為にはある程度の切磋琢磨して、規模のある学校の中で子どもたちを育てていくべきだと私は思っています。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 教育長としてのお考え拝聴できてうれしく思います。私は最後に学校統廃合の問題は、是非地元の意見を十分聞いた上で判断の結論を出していただきたいということを再度要請しておきたいと思えます。このユネスコの学習権宣言の中でも「学習は人間が生き延びるのに不可欠なものだ。」と語っています。ある人は、この自然の中で小規模であっても、足で歩いて、自転車を漕いで学校へ行く、雨の中でも雪の中でも行く、これがやっぱりしっかりした子どもを育てることになるのではないかと。これが大切なのだと。学力の問題では無いというふうに言った言葉が忘れられませんが、私はそういう面でこの数の少ない学校をできるだけ残しておくという事が、その地域の活性化のため、浜中町の産業発展のため是非必要なことだと思えます。今お金のかかる、かからないの問題で、交付税としては1校1,000万円位減るんだよということが言われました。4,000万円も6,000万円も地元負担をして残すということが、それが一体どういうことに将来になっていくかということも含めて、考えていく必要があると思えます。子どもたちはそこまで考えられません。大人だったらもっと考えられる。或いは大人の理論で子どもたちを縛りつけない、このことも大切だと思います。私は父兄の方が、或いは地域の方が本当に自分の意見を言えるようなそういう討論ができる状態を是非作って、統廃合なり或いは残すという結論に到達するというある一定の時間をかけてやっていただくことを最後をお願いして、質問を終わります。

**議長（波岡玄智君）** 一般質問中ですけれども、この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時07分）

（再開 午後 3時40分）

**議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問を続けます。1番田甫議員。

**1番（田甫哲朗君）** それでは通告書に従って、質問させていただきます。

まず一点目、空き家、廃屋の管理対策についてお尋ねしたいと思います。まず現状把握をしたいと思いますので、現在、町内にある空き家、空き店舗と思われる建物の数、またそれらの建物の管理状況、というのは所有者によって適正管理がなされているかどうか。もう一点、それらの空き家の中に何十年もの間放置され続け、所謂廃屋と化しているものがあるかどうか伺いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** さきにお断わりを申し上げておきますが、私的財産に係る部分で町が実態を把握するというのは、中々難しい状況にありまして、只今ご質問を受けた件につきましては、たまたま消防さんの方で、2年に一度位調査をしているというお話を聞いております。また、消防さんの方から調査した後は町の方に参考として資料を頂いております。それに基づいて報告したいと思います。一点目の町内の空き家件数でございますが、この調査によりますと39軒となっております。また、二点目の所有者による適正管理ですが、今申し上げたように町としては実態調査等をしたことが無いので、正確には把握してございませんけれども、一般的には所有者が適正に管理されているものとそのように理解をしています。また、廃屋と思われるものはということでございますが、今申し上げたように実態調査をしたことがございませんので、詳しくは承知をしておりません。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**1番（田甫哲朗君）** 二点目まず聞いてから、今の答弁に再質問させていただきます。空き家については、調査したことが無いとおっしゃいます。これらの内町有地、要するに土地が町のものであって、上ものが私的財産、後に転居等によって空き家になっている物件は、把握されているでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 町有地を貸付している空き家件数ですが、これは現在2件と把握しております。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**1番（田甫哲朗君）** 町有地に建っている住民が住んでいない物件は、2件あるというお答えです。そう考えますと、私的財産に対して町が調査をするのは如何なものかと。出来ない旨の最初の答弁でしたが、これらはやって出来ないことは無いでしょうし、むしろ、今までやる必要が無かったからやっていなかったと解釈してよろしいでしょう

か。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 町有地の貸付につきましては、貸付期間が3年毎に更新することとなっていますので、これについては当然町の財産ですから管理をしなければならないということで、総務の方で管理をしています。しかし、議員は私有地或いは民間の建物等については、調査する必要があるという言い方をしていましたが、実際のところ私もそこまで調査する権限があるのか、無いのか含めて、今までの経過の中では、調査したことが無かったものですから、そういう意味で実態を調査していないと申し上げたのですが、今回このようなご質問を頂いた中で、今後どうあるべきかについて、時間を要すると思いますが、検討しなければならないのかなと現在思っているところでございます。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**1番（田甫哲朗君）** 先ほど町有地に建っている物件2件に対しては、当然町有地に建っているものなので、私物のものであっても町が管理しなければならない旨のお答えだったと思います。それはそう解釈してよろしいですか。所有者が管理するべきものであるけれども、町が管理していると捉えてよろしいでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 私の言い方がまずかったかと思いますが、町が管理するのは、あくまで貸し付けている土地あって、建物についてはあくまでも借りている人、所有者が管理するものと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**1番（田甫哲朗君）** 私も消防署へ行って来まして、多分課長が持っている資料と同じだと思います。全部で39軒ということでしたが、実質40軒です。軒数を言わせて貰います。霧多布5軒、新川2軒、琵琶瀬5件、散布7軒、茶内は8軒となっていますが、後に連絡を受けまして9軒ということでした。浜中1軒、後静1軒、奔幌戸8軒、貫人1軒、姉別1軒の合計が40軒ということでございます。僕も資料を持っていますので、解ってはおりますが、敢えて聞かせていただきます。これらの所有者の氏名、住所、電話番号等連絡の取れる体制及びこれらの物件の固定資産税の形、これらはどういう状況になっているのでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長(箱石憲博君)** 所有者の連絡体制と言いますか状況であります、先ほど39軒が40軒ということでしたが、私が持っている資料は39軒なものですから、これでお答えさせていただきたいと思います。39軒の内所有者が不明なのは、1軒、住所不明なものが3軒、電話番号も不明なものが24軒だそうでございます。固定資産税の関係については、税財政課長の方からお願いしたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 税財政課長。

**税財政課長(松橋 勇君)** 固定資産税の課税につきましては、基本的には納税管理人を設定いたしまして、その方に賦課徴収の事務を行っていますが、今総務課長がおっしゃった中に所在の不明な者があるとすれば、その方に対する納税通知の告知はできておりません。

**議長(波岡玄智君)** 田甫議員。

**1番(田甫哲朗君)** 所在地が不明の場合は、できておりませんということですが、僕が伺いたいのは、課税対象となっている課税者の中でなく、空き家となっている物件に対して課税漏れがある物件があるのか、無いのか。住所も解らない、連絡もとれないという形で、課税の措置がとれない物件がありますか。

**議長(波岡玄智君)** 税財政課長。

**税財政課長(松橋 勇君)** 基本的には課税をしない物件は無いと理解しております。

**議長(波岡玄智君)** 田甫議員。

**1番(田甫哲朗君)** 以前にあったのですが、茶内で建物の所有者と地元で話し合いたいという旨がありまして、その住所を知りたいということで、総務課の方へ尋ねた経緯があります。その時に総務課ではこの方に関しては連絡も取れないし解らないという回答でした。後に税務課の方では把握しているということがございました。それで今改めてこれをお聞きしているのですが、税務の方では課税から漏れている物件は無いということですね。先ほど来この資料を頂いた所が消防署でございます。消防署の話では、所有者に連絡が取れる場合で、消防署員が危険と判断した物件に対しては、所有者に連絡を取って改善を求めているそうなんです、如何せん消防署では強制力がございません。あくまでもお願いする形であります。そんな中で改善が図られず、署員自ら危険な個所の補修を重ねているのが実態であるそうです。そうした中で、今後都会に住まれているお子さんの元へ老夫婦なりが地元を離れて移り住む、或いは急に具合が悪くなって施設に入所しなければならなくなった高齢の方が、家が無人になってしまったとい

うことはこれから先起こり得る現象であって、地元でも想像がつく案件でもございます。間違いなくこれから増える空き家への対策は私的財産云々もありますが、これの対策というのは、今後考えなければならない事だという課長の答弁でしたけども、具体的にどういうお考えがあるかお聞きします。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 確かにこれから只今ご質問のあったような形で、転居されて誰も住まなくなる家が増える可能性は、当然考えられると思います。例えば所有者が町外に住んでいる方、息子さん娘さん夫婦のところからこれから転居する、或いは何かしの病気で入院した施設に入られた結果、空き家になってしまうということは予想されるわけですが、基本的には町内に納税義務者がいない場合については、納税管理人を定めるようになってございます。納税管理人を定めるとこれは届け出制ですが、当然その方に固定資産税がかかる物件であれば、固定資産税の納付書も送付されますし、所謂その管理全般、納税管理者が負う形になります。従来もそういう手続きをとっていると思いますし、それさえも出来なく、何時不在となったかも解らない事例も無きにしも非ずだと思います。議員ご質問の趣旨と言いますか、明らかにそういった状況の家屋が見られた場合にそのままいいのかということだと思いますが、先ほども申し上げたように所謂私的財産をたまたま2～3年空き家だから、屋根が剥がれたからと言って、町内会や自治体が壊して良いとは当然ならない訳です。今後検討すると言った部分につきましては、確か今年岩見沢が大雪で、だれも住んでいない廃屋となった家屋が倒壊しそうだと、隣家に被害を及ぼすといったニュース等がテレビ、新聞等で報道されておりました。確かにそういったことが予想されると思います。残念ながら本町にはそういった対策が出来ていませんが、そういった事例、議員からのご質問を受けまして、町だけでは出来る事では有りませんが、関係機関、警察、町内会を含めた協力をして、対策を詰めるものであれば詰めていきたいと考えています。それを検討する時間が若干かかるのかなと言うことで、先ほど申し上げていただきました。空き家になって、台風時に屋根が飛びそうだと、何年も経過して屋根が半分ほどしかないような物件で、住民に被害を加える虞がある場合については、当然何らかの対策を取らなければならないと思います。屋根が飛びそうな場合については、消防さんがロープを架けたり、シートを貼ったり努力されていますが、そういった事を踏まえて、自治体なり警察等で危険な家屋として、撤去して良いのかどうか法律的な部分も詰めまして、検討して行きたいと考えているところで

ありますので、この件につきましては検討する時間を頂きたいと考えています。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**1番（田甫哲朗君）** 一地区のことを触れたくはないのですが、実際僕が見ている範囲では、倒壊寸前、或いは窓枠も無いような廃屋という物件が2～3ございます。町懇が行われなかった時に地区の要望として提出しております。この廃屋を所有者の承諾を得て、ちゃんとした文書を交わした上で地域で解体をしたい、どう考えても危険であるということであります。解体するに当たっての費用を、町の方で助成できないでしょうかという旨の質問をさせていただいて、その答えが先ほど来言っている通り、「私的物件であって、町が関係することは中々難しい。」と。私的物件でも先ほど言うように危険、倒壊の虞があるといった物件に関しては、法律上手続きを踏めば出来る法律がございます。緊急事務管理という民法がございます、これに合致すれば壊す事ができると。更に、所有者に損害を与えても問題が無い旨の法律がございます。ただこれをやるというのは、かなりハードルが高いことでもあります。今後時間を頂いて検討をしたいという旨の答弁でしたが、今年の2月か3月の新聞記事でご覧になっているか解りませんが、「空き家撤去、国が支援。」という見出しでありました。その中で書かれていたのは、「管理されていない空き家が倒壊したり、犯罪の場になったりするのを防ぐため、所有者に取り壊しを勧告できる条例を制定する自治体が相次いでいることを受け、政府は3月17日、全国的な取り組みを支援し対策を強化することを決めた。」と新聞でございます。更に「国や地方自治体は、危険な老朽化住宅の取り壊し費用を補助する事業を開始。」とあります。空き家等適性管理条例というのを先行して、全国で50を超える自治体が制定して取り組んでいる状況であります。北海道では、4月1日から滝川市が条例を制定して執行しております。滝川市の条例で言いますと、「老朽化し周囲に危険を及ぼす虞のある空き家所有者に家屋の適正管理を求める勧告や命令を行い、改善されない場合は、氏名公表や撤去などの強制代執行を行い、その費用を所有者から徴収できる。」ことなどがこの条例に盛り込まれております。秋田県の大仙市では大雪による倒壊を防止する意味で、既に執行している例もございますし、全国的な問題となりつつあります。浜中町も知っている範囲では、例外ではないと。これから益々増えることが予想され、その管理がうまくできるのかという心配がございます。更に条例化はされていませんが、後志管内では昨年6月から管内市町村は勿論、小樽開建、後志振興局が中心となって、この対策に乗り出して検討会を立ち上げ、今年の2月までに4回位の会議を

開いて、この対策に乗り出している例もございます。そういう状況を考えますと、時間を貰ってと申しますが、今僕が始めて質問をして考えられたのだとしたら、中々この時間というのは、限りなく長くなる可能性があります。これは早急にこの旨の条例を制定するなりして、対策に乗り出すべきではないかと思えます。先ほどの新聞に戻りますが、更に新聞記事によりますと国交省の談話では、「市町村若しくは自治体が代執行までの手続きを条例で定めれば、効果的に対策が打てる。」とこういう談話がされております。これらを踏まえて如何でしょう。早い段階でこういう条例等を制定するお考えがおりかどうかをお聞きいたします。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長(箱石憲博君)** 今議員の方から全国のお話まで詳しくお話を頂きましたが、たまたま個人の財産を地域も含めて「これは非常に危険だ。」とそう判断された物件でも私的財産権は変わりませんので、当然所有者に連絡するなり、解体をしてもらえるような方法は今後していかなければならないと思えます。また、条例等で代執行までできるような条例のお考えはないかということでございますが、条例を作るとすれば、それ相応の調査準備に多少時間がかかると想定されます。先ほど申し上げた若干時間がかかるというのは、そういう意味でございまして、これは今回確認したわけではありませんが、過去に当町の顧問弁護士に聞く機会がございまして、相談した経過があります。やはり最終的には、そういう危険な家屋であっても地域、町、警察立会いの下で「これは解体すべきだ。」と判断がされた場合でも財産権は活着るとしてあります。仮に私たちが財産価値が無いと判断しても、「あくまでも所有者が財産権を主張した場合は厳しいものがある。そう言った部分まで交通整理をした中で、それ相応の条例等を作るのであればよりスムーズにできるでしょう。そういったことをきちんと検討した上でなければ、中々難しい案件です。」としております。一つ言われましたことは、「例えば家屋と仮定して、どう見ても倒壊寸前とされても、中に万が一財産がある場合も想定した中で条例を整備していかなければならない。」とご指導を受けております。いずれにしてもご質問の趣旨は、理解できますし、たまたま今までそういったご質問もございませんでしたので、町の方で検討した経過はございませんが、これを契機に条例は別としても色々な角度から検討して行きたい。そういった意味で若干の時間を頂きたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) 課長。これ条例を制定しないとこの問題は動けだせないのですよ。と言いますのは、条例を制定したからといって、あくまで所有者を無視して勝手に取り壊して良いという話ではございません。条例というのは、あくまでも所有者に管理を求める。その結果、改善がなされない場合に初めて、代執行の手続きが取られると思います。結局代執行するにしてもお金がかかることですよ。壊す費用、処分する費用、おそらく普通の住宅ですと、1軒当たり100万円近い金額がかかると思います。所有者に管理責任があるのですが、管理する能力がなく、やりたいのだけど出来ないと言うのが多分実態だと思います。「浜中町にある家のことは気になっていますが、取り壊す100万円は用意できない。」という方も居られるでしょうし、多分多いと思います。

4月18日にNHKの「クローズアップ現代」という番組の中で、この問題が取り上げられました。「空き家が町を蝕む」というタイトルの番組でした。この中で実際所有者の談話も出ていました。この中で、「最大の問題は解体費用だと。自分も気になっている。土地を売って、解体費用を捻出したいのだが、土地も売れそうに無い。」という状況であります。多分ここも一緒だと思います。まず条例を制定して、その条例の運用の中で、所有者との話し合いでそこら辺を解決できると考えます。実際同じ番組で長崎市の例では、自治体が解体をし、費用は肩代わりするのですが、必要としていない土地であれば寄附という形で頂いて、その代わり解体するなり、或いは再利用するなりといった実際の例もございます。まずそれは条例を定めることによって初めて運用可能なことであって、そこから始まっていかないと始まらないと思います。条例云々までどうのこうのではなく、全国の例を検証して、条例を制定する方向で前向きに検討するという今の段階のお考えはどうでしょうか。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(箱石憲博君) 議員はまず条例が先ではないかというご質問だと受け止めていますが、先ほど来申し上げているとおり、そういった実態調査をしたことが無かったものですから、消防さんの情報に基づいて、例えばこれから実態調査をするにしても当然多少時間もかかりますし、やはり実態を把握しないで条例を先に作るのは如何なものかなと考えております。また、先ほど来経費の話も出てますが、最終的にはそこがネックだと考えます。代執行もよろしいのですが、中々解体費用も出せない方であれば、代執行で仮に町が肩代わりをして取り壊しをしたとしても、その経費については残ってしまうことも考えられます。土地を寄附してもらおうというお話もされておりましたが、

正直申し上げまして本町でも右から左に売れる状況にございませんので、その辺も含めて慎重に検討しなければならないと考えています。そういう部分に若干時間がかかるので、時間をくださいと申し上げております。決して条例を作らないとか、検討しないということではありません。まずは状況把握が大事だと理解しておりますので、その上で他町村に習って、条例が必要だとすれば検討していきたい。この種の質問を今始めて受け、事前に理事者とも相談しましたが、時間が無かったものですから、再度検討する時間を頂きたいと思います。今後十分検討して行きたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**1番（田甫哲朗君）** 大変丁寧なご答弁ありがとうございます。僕なりに今の答弁の結論といたしまして、間違っていたら訂正してください。まず現段階まで町として独自の調査はされていない。あくまで消防内の資料で答弁していると。今後この機会に町として、町内にある空き家の状況、管理状況等を踏まえた実態調査を早急に行う。その上でどうしたら良いか、条例等を踏まえた中でどうしたら良いか検討するというふうに解釈してよろしいでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 先ほど来申し上げているとおり、私どもが持っている資料は、消防さんから提供していただいたもののみですので、消防さんと再度協議をさせて頂きながら実態調査に向けて検討して行きたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**1番（田甫哲朗君）** 解りました。これは先ほど来言っているように、5年後で良いといった話ではありません。5年後には増えている可能性があります。ちなみに消防では、次に平成25年度に調査を行うということなので、仮にこの時の数字が減っていれば言う事はありませんけれども、増えている可能性が大かなと思います。行政の課題として取り組む姿勢をまず見せて頂きたいと思います。

次に町有地、主に宅地に関してなのですが、現在家は建てているけれども土地は町の土地で借りている状態というところが結構あるのではないかと思います。現在宅地として賃貸契約している町有地は、どれ位ございますでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（箱石憲博君）** 宅地として貸付契約しておりますのが、現在89件でござ

います。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**1番(田甫哲朗君)** 多分その土地によって評価額の違いで値段は違うのですが、10年～20年、30年とずっと貸し続けて、借地料をとっていると。その合算した金額が多分土地代を上回るか、それに近い金額になってしまうのではないかと思います。「家は建てた。10年住んだけれどもどうしてもここを離れなくてはならなくなって、誰かにこの家を売りたい。」といった方が仮に出たとしたら、上物は自分のものだが、土地は町のもので、誰かに買ってもらうと言うときに土地の問題がネックになると思います。そういうことを考えますとなるべく町としては、所有者に取得してもらう方向性が必要ではないかと思われま。僕が記憶している範囲では、当時は町有地を宅地として販売して、3年以内位に家を建てることを条件に契約の中であったような気がしているのですが、何時の頃からか逆に町サイド側から土地は売れないという話も聞こえてくるようになりました。また、最近になりますと町としては、買ってもらいたい買ってもらえないと。買って下さいと言っても資金の問題もありますので、これを勘案しますと、例えば何年かの分割払いとしてその間の借地料を免除するとか、或いは産業振興資金の貸付ではありませんが、土地を購入する際の費用の利子補給をするとか、使用者の取得し易い方法を考え示して、売却という方向性は考えられませんか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長(箱石憲博君)** 只今のご質問でございますが、土地を取得して3年乃至5年位に住宅を建てなければならないというお話がありましたが、これについては、以前町にありました浜中町土地開発公社が分譲した宅地の件だと思います。これは確かにそういう条件付での土地の販売がされたと記憶しております。今89件というのは、従来から町有地であって、ほとんどがそこに家が建っており、当然昨日今日の話ではなくて、既に何十年も経過した方もいらっしゃると思います。以前にこの町の中心部は一戸分という形で区画整理されているのですが、霧多布4区の道道を挟んでの細長い形の一筆の大きな土地でありました。中には個人の土地もありますが、その割と大きな一筆の土地を今から10年位前に実際に借りている方に合せて、分筆をして買って頂けないかという事業を起こした経過がございます。当時分筆をして、実際に家を建てて住んでいる方に購入依頼をしたり、或いは他の霧多布地区の同様な方に買っていただきたいと35件分お話をさせて頂きました。残念ながら4～5件の方しか買って頂けなかったの

ですが、その後の経過が勉強不足なものですから、詳細には把握してませんが、立ち消えになっていたのではというような気がしています。ご質問のように、当時は多分即金だったと思いますので、今は町としても希望されれば、支払い方法は十分相談に乗れると思いますし、町の方も予め、即金或いは面積に応じた支払い回数を設けるなどしての分譲は、吝かではないと考えています。残念ながらこの間、積極的に取り組みをしておさなかったもので、後手に回りますが、今後そういった部分を念頭に置きながら再度家を建てておられる方については、購入の依頼のお話をさせて頂きたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**1番（田甫哲朗君）** なるべくそれに沿った方向で、取得し易い方法でお願いします。仮にさっきから言いますように何十年もの間使用料を払っておられる。これもやっぱり加味する案件であろうと思います。町としてもずっと貸し続けて、そこの持ち主の方が何らかの理由で居なくなって、上物だけが残ってしまうとなると先ほどの質問ではありませんが、町有地にある空き家という形になってしまうということも考えられます。あくまで、上物も土地も所有者としても取得した方があずましいでしょうし、なるべく購入し易い方法を提示して考えて頂きたいと思います。以上をもちまして終わります。

**議長（波岡玄智君）** これで、一般質問を終わります。

---

## 日程第7 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告について

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第7 報告第7号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**町長（松本 博君）** 報告第7号繰越明許費繰越計算書の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費の事業につきましては、平成24年第1回定例会において、国の補正予算を受けて実施する「町有林整備事業」及び「霧多布小学校屋内運動場改築事業」について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰

り越して使用する繰越明許費の議決をいただいたところですが、5月31日の出納閉鎖により翌年度への繰越額は、3億3、786万6千円、特定財源として国及び道から補助金1億4、367万2千円及び町債1億7、400万円、一般財源2、019万4千円となります。

ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調整し報告するものであります。

**議長（波岡玄智君）** 本件に対し、質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** これで報告を終わります。

---

**日程第8 議案第35号 浜中町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第9 議案第36号 浜中町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第10 議案第37号 浜中町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について**

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第8議案第35号乃至日程第10議案第37号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**町長（松本 博君）** 議案第35号浜中町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号浜中町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第37号浜中町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので一括提案の上改正の理由をご説明申し上げます。

三つの条例の一部改正につきましては、平成21年7月15日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止になることから、改正しようとするものであります。

それぞれの条例において、その対象となる者について「住民基本台帳法に基づき、住

民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法により外国人登録原票に登録されている者」と規定しておりますが、この度の住民基本台帳法の一部改正により外国人住民にも日本人と同じく住民基本台帳法が適用され、住民基本台帳に記録されることとなり、それに伴い外国人登録法が廃止になることから、町条例の関係する規定の整備を図るものであります。また、併せて一部文言の整理をさせて戴いております。

なお、三つの条例とも、平成24年7月9日から施行するとしておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（波岡玄智君）** これから議案第35号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

**議長（波岡玄智君）** これから議案第36号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

**議長（波岡玄智君）** これから議案第37号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

**議長（波岡玄智君）** これから議案第35号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

**議長（波岡玄智君）** これから議案第36号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

**議長（波岡玄智君）** これから議案第37号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

**議長（波岡玄智君）** これから議案第35号を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

**議長（波岡玄智君）** これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

**議長（波岡玄智君）** これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第38号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第11 議案第38号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**町長（松本 博君）** 議案第38号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、医療費等に係る税率を改正するもので国保税算定の基礎となる前年の総所得を基本に所得割・資産割からなる応能割と均等割・平等割からなる応益割の割合をもって国保会計の健全化を図ろうとするもので、この改正により医療費分の国民健康保険税の一世帯当りの平均課税額は、18万9,993円で前年度対比4,310円の減額となり、過去7年間連続して国保税を引き下げることと致しました。

また、後期高齢者支援金分は、社会保険診療報酬支払基金から示された通知額から療養給付費負担金、調整交付金を控除した額に応能・応益割合の税率を乗じて税額を算定しますが、一世帯当りの平均課税額は6万2,714円となり、前年度対比359円の

減、介護保険分は、第2号被保険者に係るもので社会保険診療報酬支払基金から示された通知額から療養給付費負担金、調整交付金を控除した額に応能・応益割合の税率を乗じて税額を算定しますが、一世帯当りの平均課税額は、4万5,910円なり、前年度対比1,027円の減となります。

この改正条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するとしております。

なお、この度の条例の一部改正につきましては、去る6月1日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところでございます。

詳細については、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（金田哲也君）** （議案第38号 補足説明あるも省略）

**議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第39号 暮帰別漁船保全施設条例を廃止する条例の制定について

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第12 議案第39号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**町長(松本 博君)** 議案第39号暮帰別漁船保全施設条例を廃止する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本施設については、東北地方太平洋沖地震による津波被害を受け、港湾施設災害復旧事業として、国庫補助事業により復旧工事を施工しました。過日この工事が完成し、去る5月23日及び31日に完成検査を行いました。

今後本施設は霧多布港暮帰別地区として維持管理をすることから本条例を廃止しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。

10番加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 約束どおり24年のさお前の始まる前には完成するというところで完成したと思いました。今日からさお前が開始だったのですが、船の停泊数を見たら、震災前の停泊数から見たら少なくなっているような感じで見えております。変化があったのではと思いますが、その辺説明してください。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(佐藤佳信君)** お答えいたします。今議員おっしゃったとおり暮帰別漁船保全施設につきましては、以前は利用組合というものがございました。それにつきましては24年5月現在で組合員が47名ということでございます。今回完成して、使用に当たりまして申請を取りまとめいたしました。6月に行ったところ37名の方から48隻ということで承っております。昨日12日現在で47隻が係留されております。震災前と比較してというお話ですが、そんなに変わっていないのかなと思っております。組合員も変わっておりませんので、そのように承知しております。

**議長(波岡玄智君)** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 今48隻ということで、そんなに変わっていない話でしたけれども、震災があった時には60隻位という記憶があるのですが、船の並べ方にしても、相当ゆとりのある並べ方になっていて、これで万度に申請漏れは無くこれで決まりという状況なのかどうかその辺いかがですか。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（佐藤佳信君）** 係留につきましては、港湾ということで申請取りまとめを各実行組合を通しまして、取りまとめしました。その結果37人の方から48隻ということになっております。今実際47隻が係留しております。1隻は、さお前を取らないで成昆布から使いたいという方が1人おります。余裕があるとおっしゃいますが、延長自体は変わっておりません。詰めれば1～2隻の余裕は可能かなと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

9番野崎議員。

**9番（野崎 勇君）** 暮帰別保全施設から霧多布港ということで名称が変わります。以前利用組合ということで、利用者から保全施設の経費として徴収していた経緯があります。以前利用していた新川、暮帰別地区の方々が維持経費は別として、以前のように利用組合を続けていきたいという希望でございます。これは、霧多布港となると他の町民或いは町外の船の使用も懸念されることによります。現に使っている方は、ピンドルをぶら下げたり、梯子をぶら下げたりしています。その船が沖に出て、知らない人達が入ってきて、その場所を使うということになると使えなくなってしまう。今まで使っていた人達が優先的になるのか、それを聞きたいのです。例えば外来船が来て、霧多布港であれば、どこに付けても良いのだろうと言うことであれば、使用している人の支障を来たすこととなりますので、霧多布港になったの利用の仕方として、場所を固定できるのか聞きたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（佐藤佳信君）** 利用組合は以前ありました。今回災害復旧で霧多布港という位置付けになるのですが、私どもとしては、利用組合については今までどおり、活動していただきたいとお話いたしました。結果今までどおりのお話を頂いております。また、外来船のお話がありました。あの施設につきましては、見てのとおり主に昆布漁船、一部養殖の船で大きくても2トン未満の小さな船でございます。ですから大きな船は入って来られません。そういうことでご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 野崎議員。

**9番（野崎 勇君）** 外来船の話をしたんですが、利用組合以外に例えば琵琶瀬、霧多布から入って来た場合、空いている部分については、使用可能ですが、昆布漁で使用している個所は固定しています。そこを今までどおりに使用して良いものかどうか。例え

ば琵琶瀬から漁船が入ってきて、港湾だから使用しても良いのではないかと言った場合に、空いている部分については、利用組合の話し合いの中で対応できるが、町の考え方として、今言った例の場合駄目だと言えるのかどうか。我々が今使っているから駄目だと言えるのかどうか、そういうことを僕は尋ねています。霧多布港となると使用は自由だと思うのです。利用組合に維持管理をさせてやるということになれば昔からやってきたものが通るのかどうか。現在使っている人は、通してもらいたいのが希望です。今使っている人が以前のように使っていけるのか聞きたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 本日の会議時間は、議事の都合上予めこれを延長いたします。  
水産課長。

**水産課長（佐藤佳信君）** 今利用組合の皆さん各役員おりますので、従来どおりの使い方にしていきたいなと考えております。

**議長（波岡玄智君）** 野崎議員。

**9番（野崎 勇君）** 従来どおり使ってよいと言われましたけれども、それは私どもの希望です。例えば他の船がかぶってくるとなれば、利用組合には会長や役員もおりますので、その方に話をして対処するというところでよろしいですか。解りました。

**議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

2番石橋議員。

**2番（石橋節男君）** 私も昨日、今日見てきたのですが、斜路にスベリを付けていたかどうかと言う事でお話は聞いているのですが、トイレの設置などは計画があるのでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（佐藤佳信君）** スベリにつきましては、工事の発注はしており、工期的には7月30日までとなっており、さお前時期はやらない方がよいということで、さお前が終わってから考えております。トイレの関係ですが、今までトイレは無かったと思います。港湾全体見ますと3ヵ所仮設トイレを設置しております。今のところトイレについては要望が無いからと言ったら語弊がありますが、特にお話は承っておりません。たまたま、現在仮設トイレがありますが、それは工事関係者のためのものです。これにつきましては、利用組合の方と相談しまして検討させていただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** よろしいですか。

7番川村議員。

7番(川村義春君) 今工期が7月一杯あるということで、まだ残っている工事があると思います。車止めとか外灯ですね。これはまだ終わっていないということでよいでしょうか。それと今回条例を廃止するというので、今後港湾として維持管理をしていくということですから、港湾の係留施設として維持管理していく日は何時からになるのですか。当該年度の交付税の算定基礎数値に入ってくるのでしょうか。その辺確認したいのですが。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(佐藤佳信君) 工事の関係ですが、今係船環が終了しました。これから車止め、ガードレール、先ほど申しましたスベリ材等を設置することになっています。これの工期は7月30日までです。ただ、先ほども申し上げたとおり、さお前が終わってから成昆布までには何とかしたいなと思っています。使用につきましては、5月31日完成ということで6月1日から使用。実際には10日から係留してございます。交付税の関係ですが、確か基準日ございますので、24年度の交付税にはおそらく間に合わないと思っています。恥ずかしながらそこまで調べきってございませんでした。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

---

## 延会の議決

---

**議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

---

### 延会の宣言

---

**議長（波岡玄智君）** 本日は、これで延会します。

（閉会 午後 5時08分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員